

第4章

立地適正化計画

第4章 立地適正化計画

1 都市構造に関する評価

(1) 各種施設の利便性評価

人口の分布と各種施設配置との関係から、都市全体及び各地域の利便性について評価を行いました。評価対象施設は以下のとおりとし、施設の徒歩圏内(800m・バス停のみ300m)に分布する人口割合と、複数の都市機能が徒歩圏内に集積する利便性の高いエリアを分析しました。

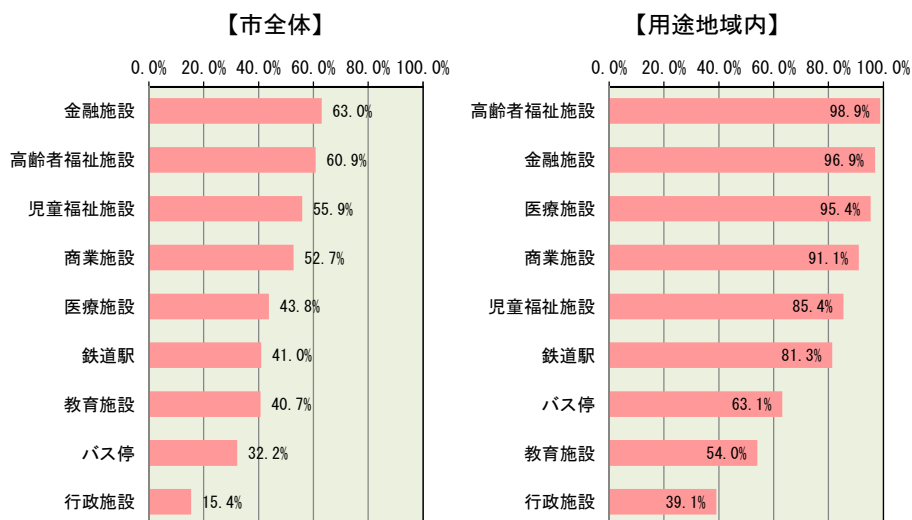
表 4-1 対象とする施設

分類	対象施設
商業施設	スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア
医療施設	病院・診療所
金融施設	銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局
高齢者福祉施設	老人福祉センター、指定居宅介護支援事業者、訪問介護、訪問看護・訪問リハビリ、通所介護(通所リハビリ)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、介護老人福祉施設・介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護
児童福祉施設	幼稚園、保育園、児童館・児童クラブ、子育て支援センター
教育施設	小学校・中学校
行政施設	市役所・活性化センター
鉄道駅	市内の全ての鉄道駅
バス停	片道10本/日以上バス停(毎日運行)

① 施設別の徒歩圏カバー率

用途地域内では全ての施設について徒歩圏カバー率が高く、小さくまとまった用途地域内に複数の施設が分布している状態となっています。特に、高齢者福祉施設、金融施設、医療施設、商業施設に関しては、用途地域内での徒歩圏カバー率は90%以上となっており、公共交通に関しても、鉄道が81.3%、バス停でも63.1%が徒歩圏内でアクセス可能な状態となっています。

図 4-1 施設別徒歩圏カバー率



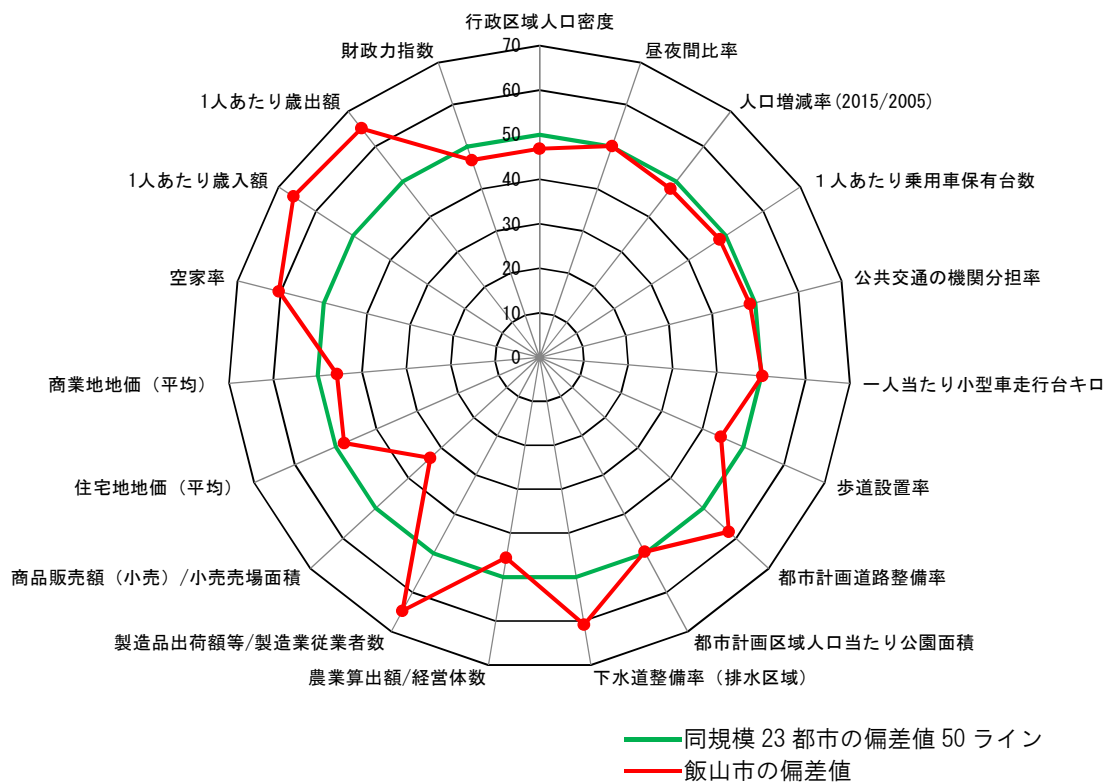
(2) 人口同規模都市と比較した都市構造上の特徴

本市の特性、強み・弱みを分析するため、本市と同規模の人口（20,000人～25,000人）を持つ23市を対象として主要な指標に関する比較を行いました。

都市計画道路整備率、下水道整備率などのインフラ分野をはじめ、空き家率、工業の生産効率（出荷額等/従業者数）の面では類似都市よりも高い水準となっていますが、人口密度や人口増減率は類似都市の平均より低く、商業・農業の面でも低い水準となっています。

また、財政力指数では偏差値が低いことから、1人あたりの歳入額・歳出額が多いのは、都市規模以上の歳入歳出となっているものと考えられます。

図4-3 類似都市との比較（偏差値）



2 立地適正化計画で解決すべき課題の整理

「第2章 全体構想」で整理したまちづくり全体に関する課題のうち、本市の都市構造が抱えている課題、特に、拠点やネットワークの配置に関する課題について以下のように整理しました。

これら都市構造上の課題に対しては、立地適正化計画という「戦略」としての意味合いをもつ計画を推進することで段階的かつ計画的に解決を目指していきます。

まちづくり全体に関する課題（全体構想より）

- ◎ 高齢者と若い世代にとって暮らしやすい環境が必要
- ◎ 都市活力を支える産業活性化と雇用の場の確保が必要
- ◎ 豊かな自然環境や優良農地、各地域の歴史や文化の保全・継承が必要
- ◎ 防災・減災を意識したまちづくりの推進が必要
- ◎ 行政主導の都市整備から地域主体のまちづくりへの移行が必要

都市構造に関する課題（立地適正化計画で解決すべき課題）

- ◎ **飯山駅周辺に集積する都市機能の維持が必要**
 - ・用途地域内、特に飯山駅周辺における公共交通や生活利便施設を維持することで、市全体の利便性や都市活力を維持するとともに、市外や周辺地域から多くの人びとが集う拠点として機能を充実させることが必要です。
- ◎ **行政コストの少ない市街地・集落地の形成が必要**
 - ・インフラの維持管理に必要となる行政コストを少なくするために、既にインフラが整備されている範囲を中心に移住・定住を進めることが必要です。特に、高齢者や子育て世代に対しては、公共交通と生活利便施設を徒歩圏で利用できるエリアでの居住を推進することが必要です。
- ◎ **飯山駅周辺と周辺地域をつなぐネットワークの維持・強化が必要**
 - ・首都圏等との広域間を連絡する新幹線の整備効果を市全体へと波及させるために、飯山駅と周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持することが必要です。また、ハード面でのネットワークと併せて、各地域の歴史・文化・観光資源やまちづくり活動など、ソフト面でのネットワークが強化されることが必要です。
- ◎ **市街地の災害リスクを軽減させるための取組が必要**
 - ・様々な災害ハザードを抱える本市の市街地の特性・課題を踏まえつつ、長い歴史を持つ市街地、そして市街地に暮らす人々の生命を守るため、被害を少しでも減らしていくための方策を多面的・多重的に進めていくことが必要です。

3 まちづくりの方針（ターゲットとシナリオ）

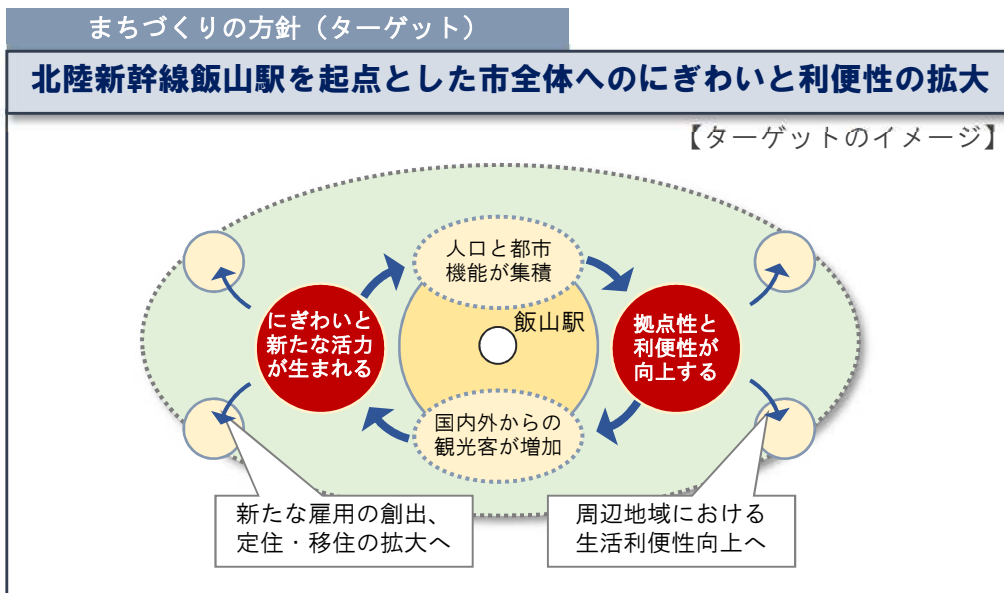
（1）立地適正化計画によって取り組むまちづくりの考え方

本市がこれまで重点的に整備してきた飯山駅周辺のまちづくりは、北陸新幹線の開通をもってゴールを迎えたのではなく、将来に向かって本格的なスタートを迎えた段階と言えます。

今後は、国内外からの観光客を迎える玄関口となる飯山駅、飯山駅周辺で整備してきた公共施設や基盤施設、そして市内の各地で展開している観光の取組、定住・移住の取組、これらを組み合わせることで、急速な人口減少、雇用の場の確保といった課題に取り組むことが重要となります。

本市が、立地適正化計画の理念に基づいて取り組むまちづくりの方針（ターゲット）については以下のとおりとします。

図4-4 立地適正化計画のターゲット

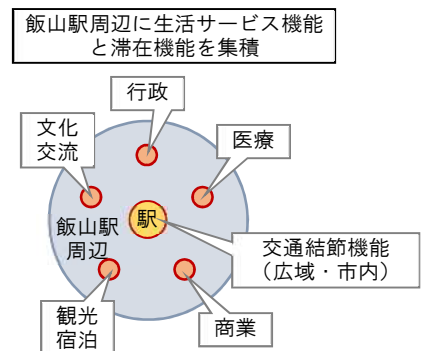


（2）ターゲット実現に向けたシナリオ

① 飯山駅周辺に生活サービス機能と滞在機能を充実させる

来訪者を迎え入れる玄関口・結節点としての機能に加え、寺町・飯山城址公園をはじめとする歴史と文化を感じられるまち並の整備や宿泊施設の誘致など、滞在・滞留機能を充実させることで、飯山駅周辺のさらなる集客性向上を図ります。

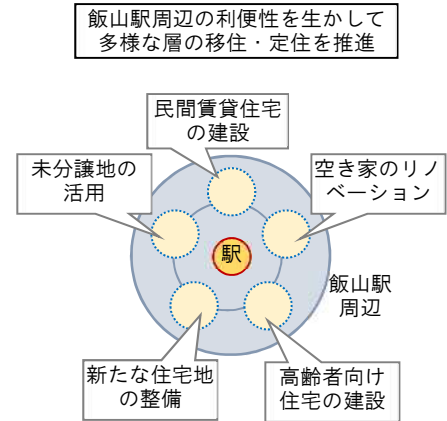
また、市内から鉄道・バスでアクセスできる飯山駅周辺に、市全体で利用するような生活サービス機能（大型小売店、病院、文化・交流施設、行政施設等）がコンパクトに配置されている強みを活かし、市内全体としての利便性の向上を図ります。



② 飯山駅周辺の利便性と既存ストックを生かした移住・定住を進める

飯山駅周辺の未利用地や空き家等を活用して、徒歩・自転車、公共交通で暮らすことができる利便性の高い住宅を提供します。

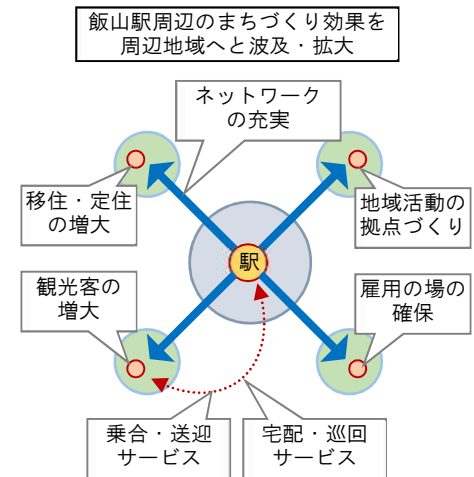
また、集落地等における豊かな自然環境やふるさとの風景を生かした移住・定住と役割分担を図りつつ、首都圏等へのアクセスも可能な飯山駅の利便性、飯山駅周辺に集積する各種都市機能の利便性、飯山城址公園をはじめとする憩いや交流の場が充実した強みを生かして、子育て世帯や高齢者世帯等をターゲットにした移住・定住を進めます。



③ 飯山駅周辺のまちづくりの効果を周辺地域へと波及・拡大させる

飯山駅周辺の集客性向上からもたらされる効果が、市全体の観光振興、雇用の場確保、移住・定住の増大へと波及していくよう、飯山駅周辺から周辺地域に連絡する道路及び公共交通のネットワークの維持・充実を図ります。

なお、商業施設や医療施設等がなく、公共交通も不便な中山間地では、住民相互の支えあいによる乗合・送迎、民間事業者と連携した宅配・巡回サービス、さらに情報・モビリティ分野の最新技術等も導入も検討しながら、生活サービス水準の維持に努めます。



④ 災害に対する市街地の安全性を高める

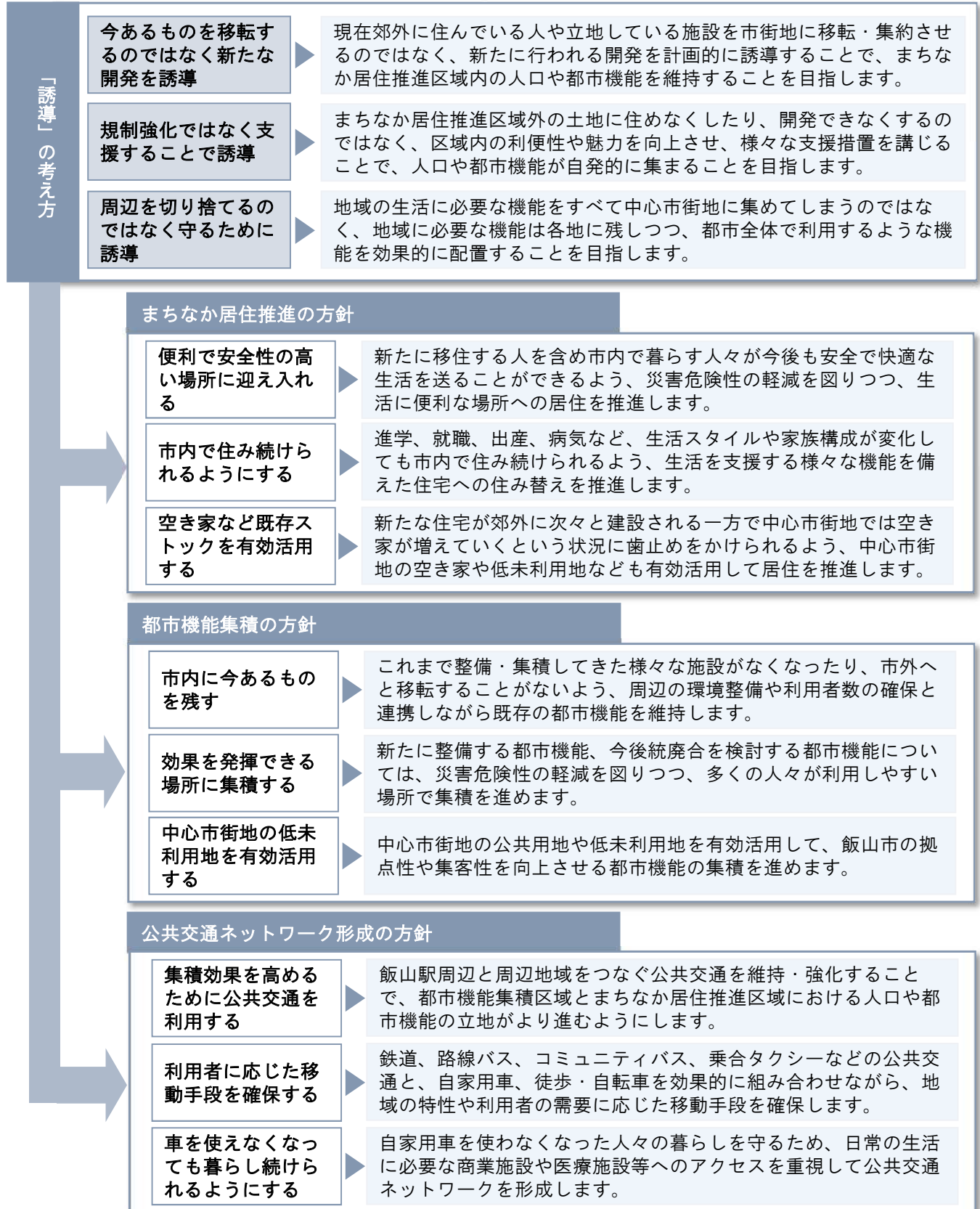
水害のリスクと向き合いながら市街地を維持する必要がある範囲では、令和元年東日本台風(台風第19号)による水害の経験・教訓も活かしつつ、飯山城址公園や旧城南中、矢落ヶ池公園周辺を高台避難地として活用するなど、水害から生命を守るための取組を進めます。また、堤防・ポンプ場などの施設整備、貯留・浸透機能の向上、避難対策の強化など、リスク回避とリスク低減のための方策を多面的・多重的に組み合わせて推進します。

なお、土砂災害や水害によって建物に甚大な被害がもたらされる危険性の高い範囲では、住宅や公共施設の移転も含めて被害を最小限にする方策を検討します。

(3) 本市における「誘導」の考え方

「誘導」とは、規制をかけて人々の活動を制限することではなく、人々の活動が自発的に促されるようにすることです。『飯山市まちづくり基本計画』では、立地適正化計画の理念を踏まえ、「誘導」の考え方と方針を以下のように設定します。

図4-5 「誘導」の考え方



4 都市機能集積区域とまちなか居住推進区域の設定

4-1. 区域設定の考え方

(1) 区域設定の基本的考え方

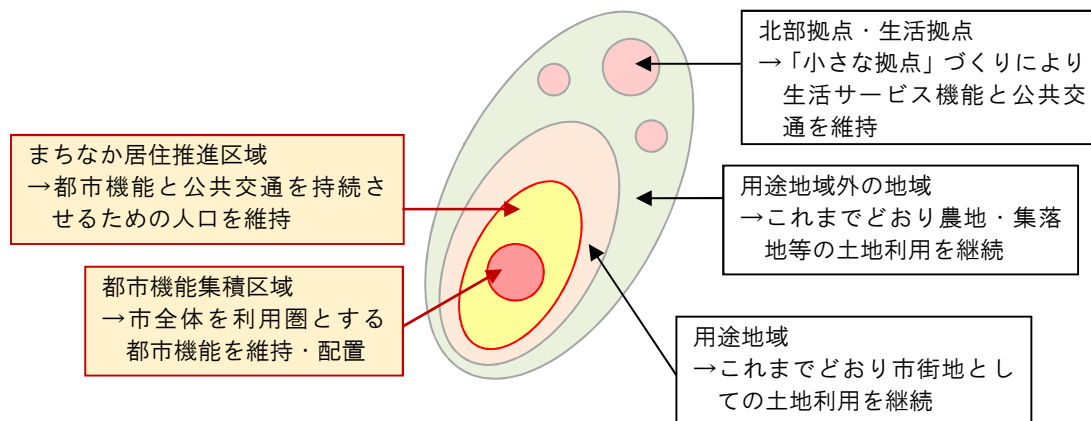
本市では、「都市機能集積区域」（立地適正化計画制度における都市機能誘導区域）の設定を通じて、市街地（用途地域）内の中心拠点の形成を進めます。

中心拠点は、市街地だけが利用する拠点ではなく、市全体を利用圏とする拠点であることから、中心拠点と周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・強化を図りつつ、都市全体として効率的に集約配置すべき都市機能や、周辺地域の生活サービスを補完するために必要な都市機能を維持・配置します。

用途地域外に位置する北部拠点や生活拠点については、「小さな拠点」づくりに向けた取組を通じて、身近な生活サービス機能や公共交通が維持された拠点の形成を進めます。

「まちなか居住推進区域」（立地適正化計画制度における居住誘導区域）は、都市基盤施設や公共施設等のインフラを有効活用する視点と、公共交通及び都市機能を維持する視点から、市街地に集積する人口を維持することを目指して設定します。このため、まちなか居住推進区域については、都市機能及び公共交通の利便性が高く、かつ一定の人口密度を有している範囲に限定して設定します。

図 4-6 区域設定のイメージ

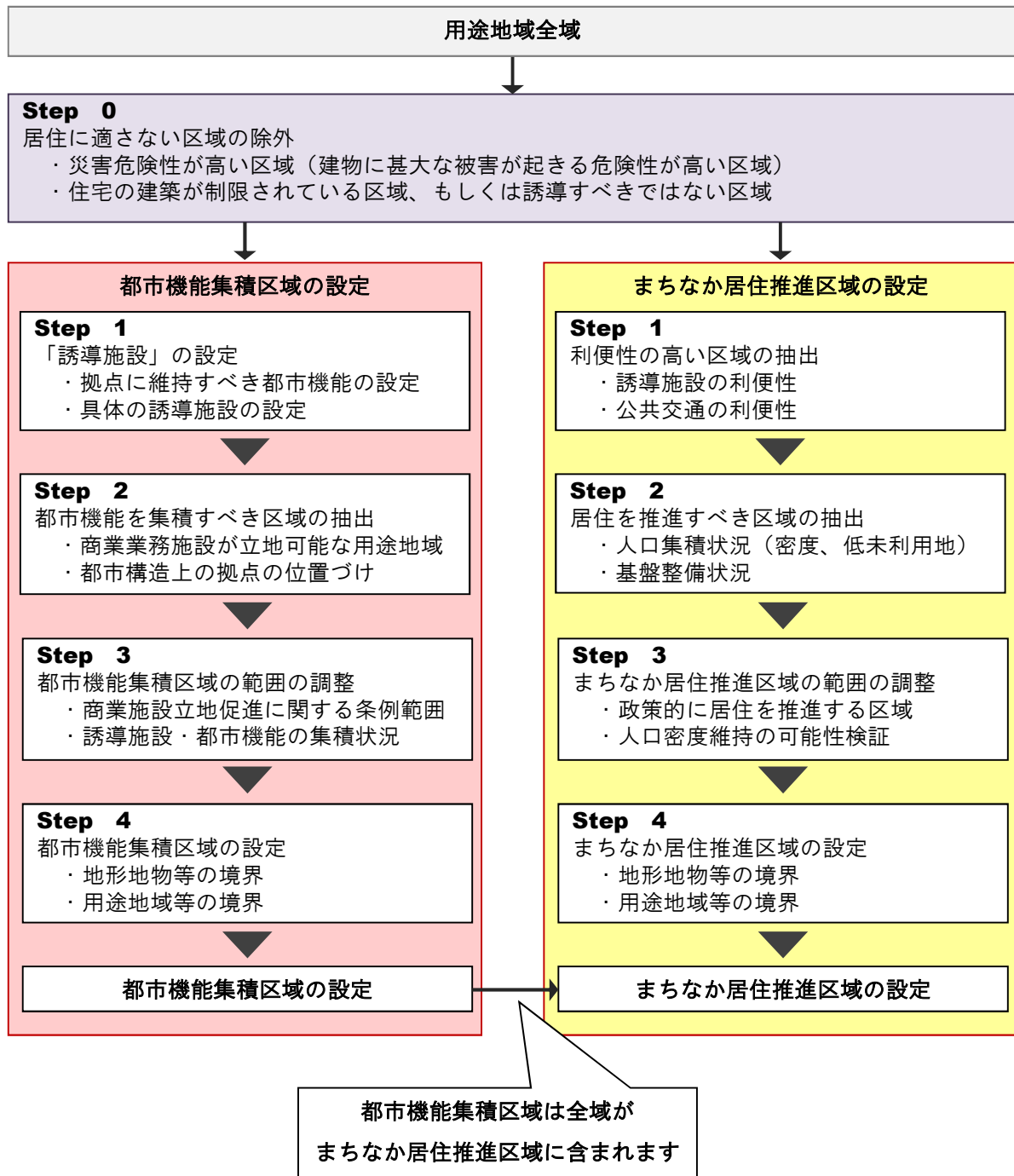


(2) 区域設定の手順

本市では、居住に適さない区域をあらかじめ除外した上で、都市機能集積区域及びまちなか居住推進区域を抽出・設定します。

なお、これら立地適正化計画制度に基づく区域を設定できるのは、原則として用途地域内のみとなっています。また、都市機能集積区域は、その全域がまちなか居住推進区域にも含まれることとなります。

図 4-7 区域の設定手順



4-2. まちなか居住推進区域等に含めない区域

災害危険性が高い区域、工業系の土地利用を優先すべき区域については、都市機能集積区域及びまちなか居住推進区域から除外することを基本とします。

ただし、本市の用途地域（市街地）は、土砂災害危険性のある西側の丘陵地を除くと、ほぼ全域が千曲川による洪水の浸水想定区域に含まれています。しかし、これまでの長い市街地形成の歴史や経緯等を考慮すると、多くの人口や都市機能が集積する市街地を衰退させ、新たな市街地を整備することは現実的ではなく、災害危険性がある程度存在するとしても、今の市街地を存続させることを優先せざるを得ません。

このため、災害危険性が高い区域に関しては、災害発生頻度や災害発生時の避難の可能性も踏まえて判断することとします。

具体的には、災害発生時に短期間でかつ甚大な建物被害をもたらす土砂災害警戒区域等と家屋倒壊等氾濫想定区域は、まちなか居住推進区域から除外することとします。一方、洪水（外水・内水）の浸水想定区域に対しては、早期避難や建築物等の改善を通じて生命の安全確保を図ること、さらに堤防整備や排水機場の整備を進めることを条件として、まちなか居住推進区域等に含めることとします。

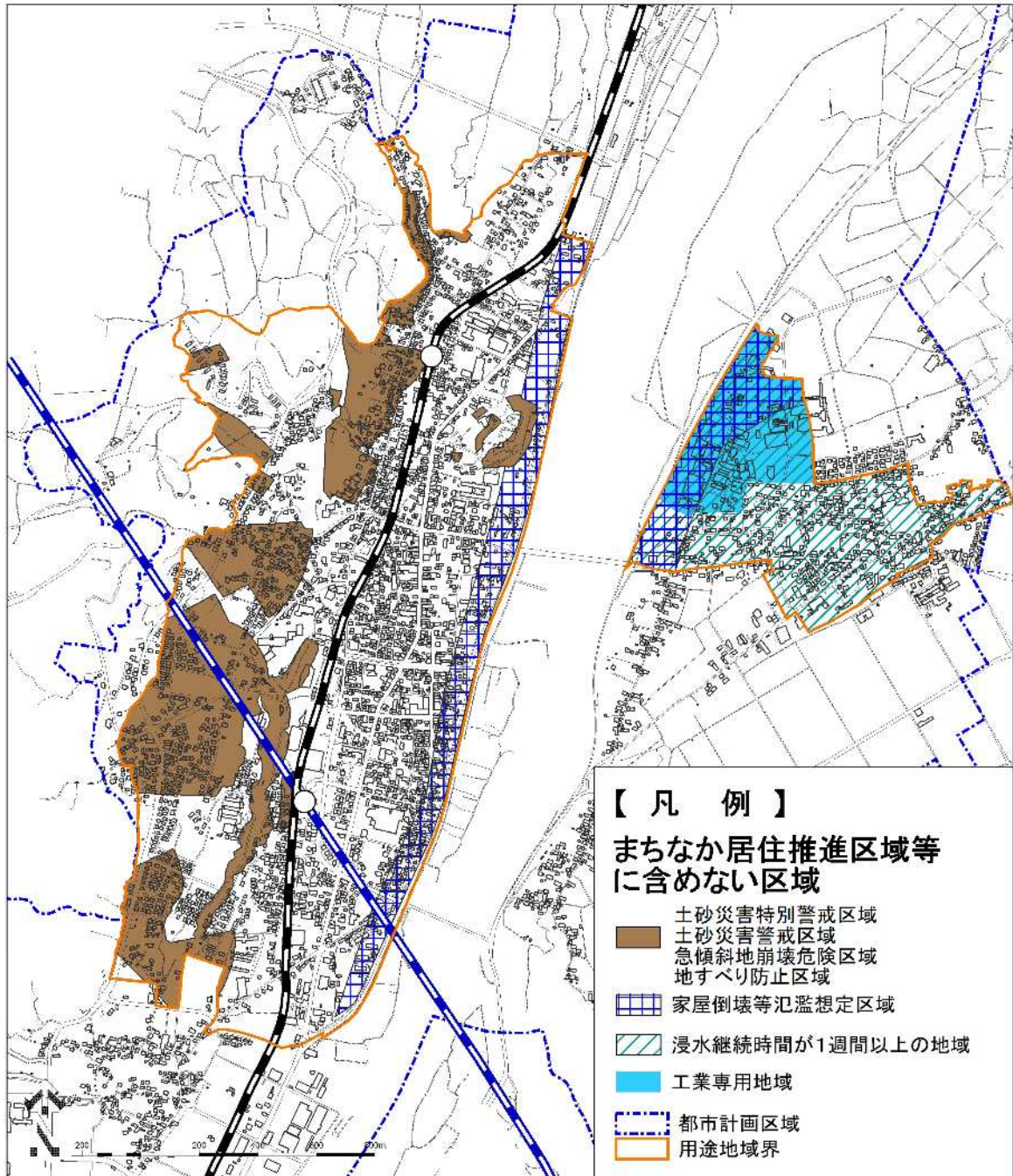
ただし、浸水想定区域の中でも、浸水継続時間が1週間以上にわたることが想定されている木島地区内の用途地域に関しては、早期の復旧が困難となる可能性もあることを考慮し、まちなか居住推進区域等には含めないこととします。

（まちなか居住推進区域内及び周辺地域の防災対策は、「5. 防災指針」にて詳述。）

表 4-2 まちなか居住推進区域等から除外する区域

区分	除外する区域の概要
災害危険性の高い区域	a. 土砂災害特別警戒区域（レッド） b. 土砂災害警戒区域（イエロー） c. 急傾斜地崩壊危険区域 d. 地すべり防止区域 e. 家屋倒壊等氾濫想定区域 f. 浸水継続時間が1週間以上の地域
工業系土地利用を優先すべき区域	工業専用地域（住居の立地が制限されている用途地域）

図4-8 まちなか居住推進区域等に含まない区域



4-3. 都市機能集積区域の設定

(1) 誘導施設の設定

① 各拠点に維持すべき都市機能の考え方

将来都市構造で設定する各拠点には、それぞれ以下のような都市機能の維持・集積を進めます。

このうち、用途地域内に位置する中心拠点では、立地適正化計画による都市機能集積区域及び誘導施設に設定することで維持・集積を図り、用途地域外に位置するその他の拠点では、市独自の施策や地域との連携を通じて維持・集積を図ることとします。

表 4-3 各拠点に維持・集積すべき都市機能の考え方

区分	都市機能	具体的な施設・サービスの例
中心拠点 (用途地域内)	○行政機能	市役所
	○商業機能	大型小売店舗 (1,000 m ² 以上)
	○医療機能	病院・診療所
	○金融機能	銀行・郵便局
	○教育機能	高等学校、中学校、小学校、幼稚園
	○福祉機能 (高齢者・児童)	拠点となる高齢者福祉施設・児童福祉施設、
	○文化・レクリエーション機能	図書館、美術館、公園等
	○宿泊・滞在機能	ホテル、観光案内施設
北部拠点 (用途地域外)	○公共交通 (鉄道・バス)	飯山駅、利便性の高いバス路線 (30本/日以上)
	○商業機能	スーパー・ドラッグストア
	○医療機能	診療所
	○金融機能	農協・郵便局
	○福祉機能 (高齢者・児童)	通所介護施設、保育園
生活拠点 (用途地域外)	○公共交通 (鉄道・バス)	戸狩野沢温泉駅、バス路線
	○商業機能	個人商店、コンビニエンスストア等
	○医療機能	診療所
	○金融機能	郵便局、ATM
	○集会機能	公民館、集会所等
その他	○公共交通 (バス・タクシー)	バス路線、乗合タクシー
	○行政機能	市役所、支所
	○教育機能	高校、中学校、小学校
	○集会機能	公民館、集会所等
	○文化・スポーツ機能	図書館、美術館

② 都市機能集積区域における「誘導施設」の設定

立地適正化計画の制度に基づく「誘導施設」に設定する施設に対しては、都市機能集積区域外で設置する場合と、都市機能集積区域内で廃止する場合の両方で事前の届出が必要となります。

このため、本市では、中心拠点への更なる集積と既存施設の維持を図る観点から、主に民間が主体となって設置や廃止が判断される大型小売店舗と病院を誘導施設に設定します。

また、今後公共施設の統廃合を進める中で、中心拠点内への立地を優先的に検討すべき施設についても誘導施設に設定します。

表 4-4 本市における誘導施設

機能区分	誘導施設
商業機能	大規模小売店舗（床面積1,000㎡以上）
医療機能	病院（20床以上の病床を有する医療施設）
行政機能	市役所
教育・福祉機能	中学校・小学校、幼稚園、保育園

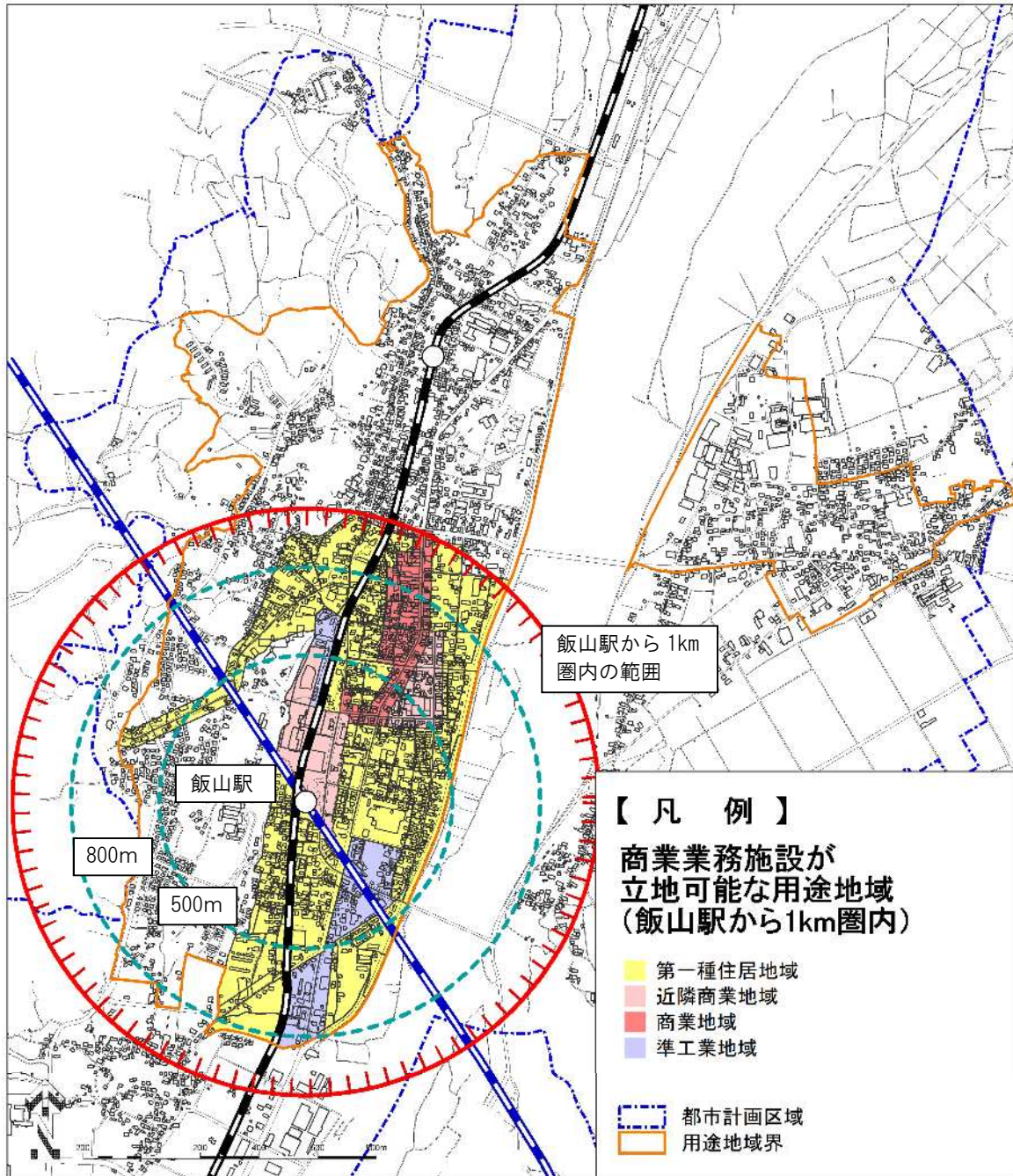
(2) 都市機能集積区域の設定

① 都市機能を集積すべき区域

都市機能集積区域は、大規模小売店舗や病院等が立地可能な用途地域を対象として、本市の中心拠点となる飯山駅周辺（おおむね1kmの範囲）を基本として設定します。

この条件を満たす区域は次図のとおりとなっています。

図4-9 飯山駅1km圏内の商業業務施設が立地可能な用途地域



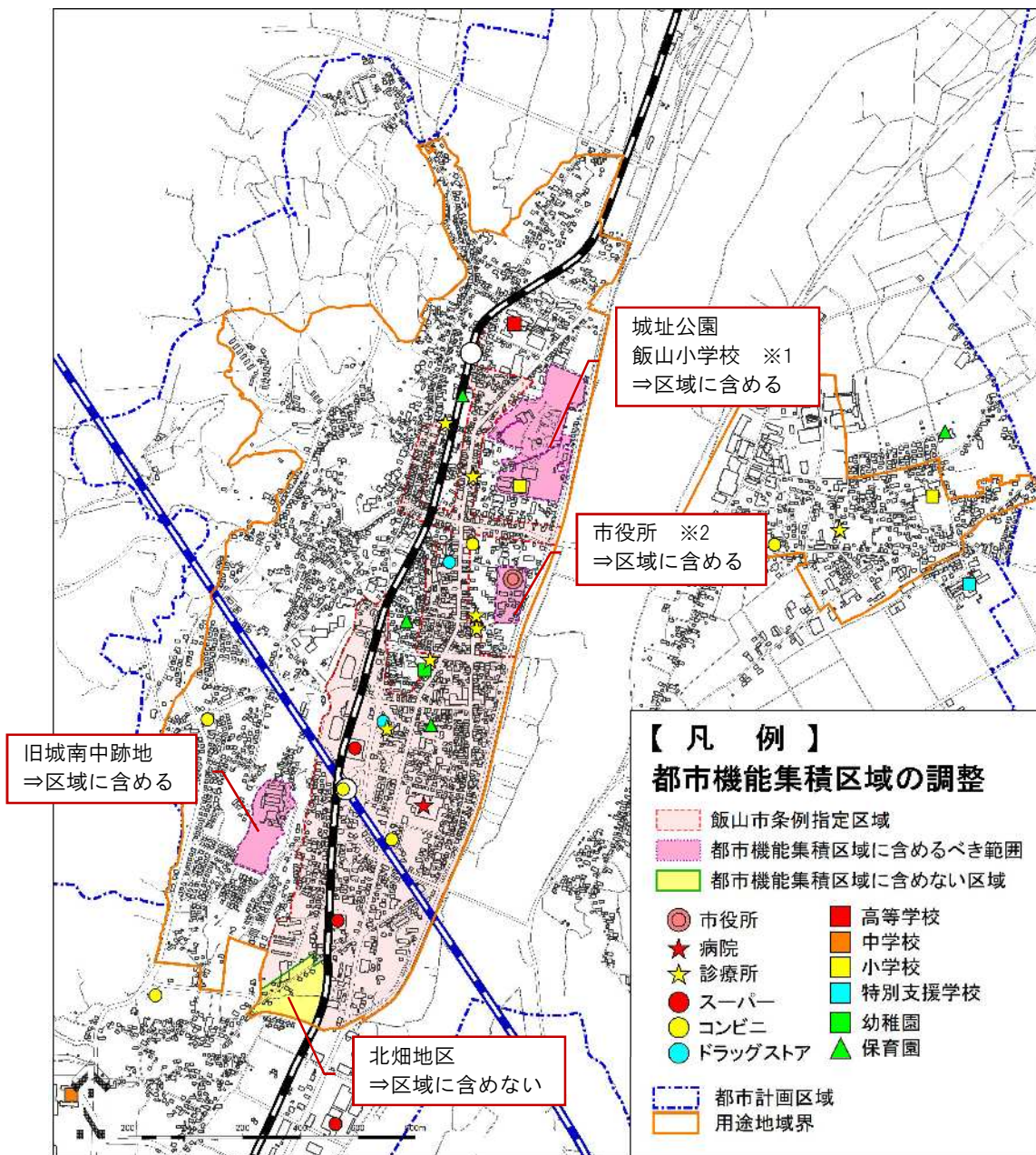
② 都市機能集積区域に含めるべき区域

本市では、「飯山市北陸新幹線飯山駅周辺地区における商業施設等の立地の促進に関する条例」を制定しているため、条例の対象区域も考慮して都市機能集積区域の範囲を調整します。

また、居住推進と併せて都市機能の集積を検討する旧城南中跡地、防災機能を含めて都市機能の整備を検討する城址公園及び飯山小学校は都市機能集積区域に含めることとしました。逆に、居住を中心とする北畑地区及びその周辺については、誘導施設の集積を想定しないことから都市機能集積区域から除外することとしました。

さらに、大型小売店舗、病院だけでなく、小規模な商業施設・医療施設の分布状況も踏まえ、これら施設が集積している範囲を都市機能集積区域に含めるよう範囲を調整します。

図 4-10 都市機能集積区域の範囲の調整



※1 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を除く

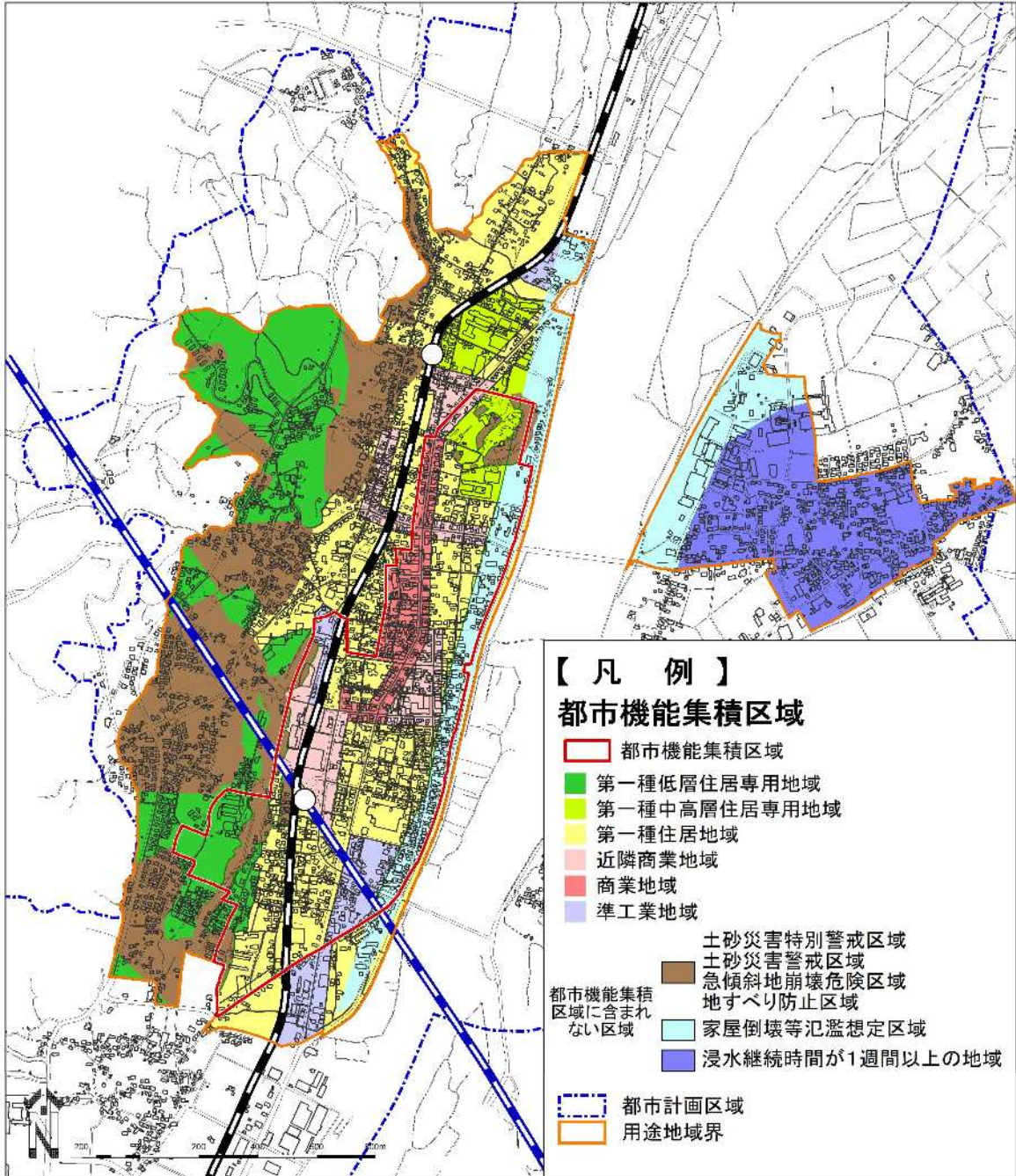
※2 家屋倒壊等氾濫想定区域を除く

③ 都市機能集積区域の設定

①及び②の抽出・調整を経て、さらに区域の一体性や連続性を考慮し、本市の都市機能集積区域は次図のように設定します。

なお、図中の都市機能集積区域は地形地物で境界を設定したものであり、区域内に含まれている小規模な災害危険性の高い区域については、都市機能集積区域から除外されます。

図4-11 都市機能集積区域



4-4. まちなか居住推進区域の設定

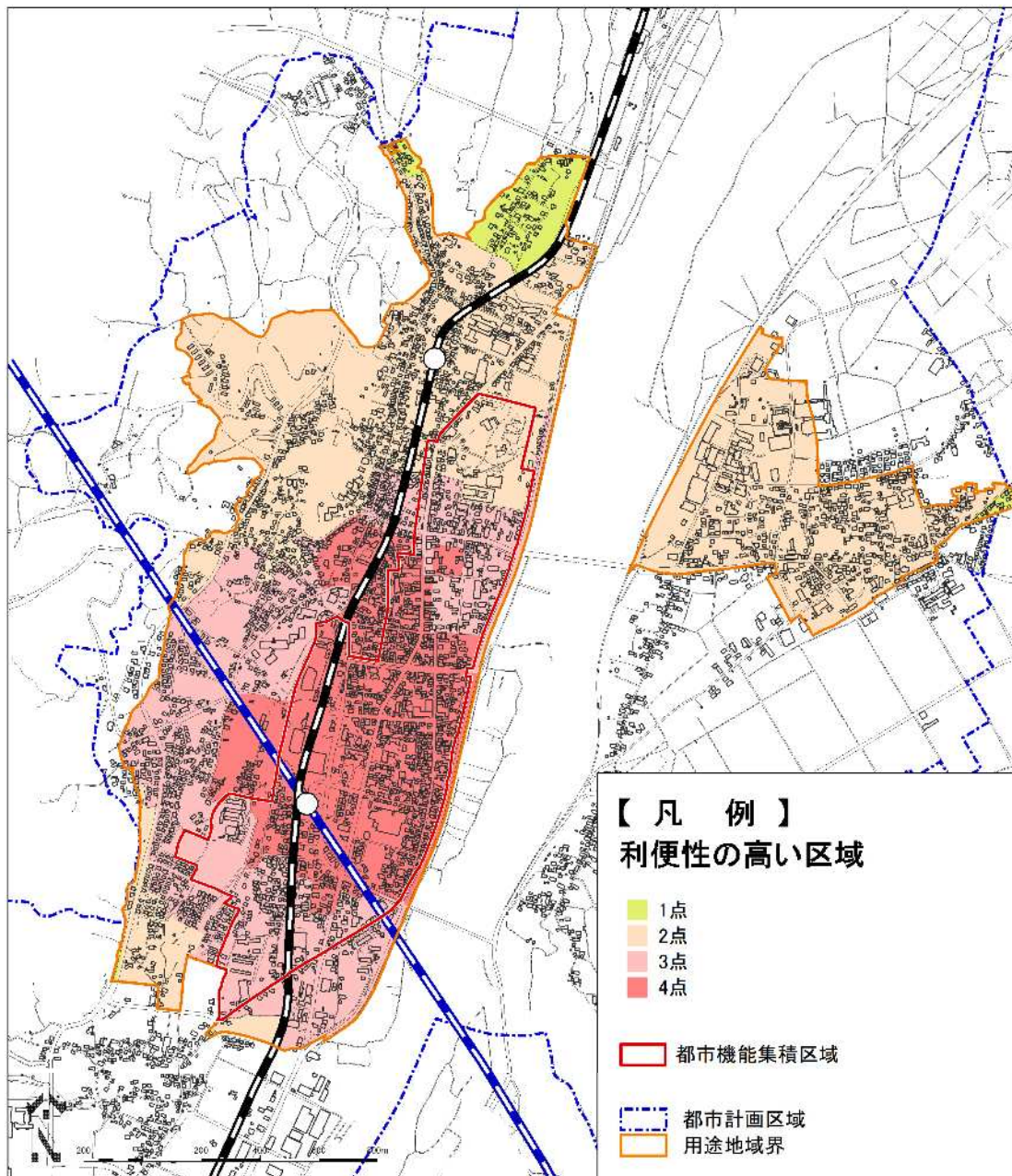
(1) 利便性の高い区域の考え方

今後積極的に居住を推進すべき区域は、商業施設・医療施設の利便性、公共交通（鉄道・バス）の利便性が高い区域である必要があります。

このため、これら条件をみなす区域を重ね合わせることで、市街地の中でも比較的利便性の高い区域を抽出します。

- a. 商業施設の利便性（施設から 800m内）
- b. 医療施設の利便性（施設から 800m内）
- c. 鉄道の利便性（鉄道駅から 800m内）
- d. バスの利便性（片道 30 本/日以上 of バス停から 300m内）

図 4-12 利便性の高い区域の抽出結果



(2) 今後重点的に居住の推進を進める範囲の考え方

利便性の高い区域（点数3・4以上の区域）を基本に、既に一定以上の人口密度が集積している範囲や、基盤整備が完了している範囲を中心にまちなか居住推進区域を設定し、今後重点的に居住を推進していきます。

ただし、利便性の低い区域（点数1・2）であっても、人口密度20人/ha以上又は基盤整備済のいずれかの条件を満たす区域については、既存ストックを有効活用する視点から、まちなか居住推進区域に含めます。

- a. 人口集積状況（人口密度20人/ha以上の街区）
- b. 基盤整備状況（土地区画整理事業施行区域、及び整備済の都市計画道路の沿道エリア）

また、今後政策的に居住を推進していく北畑地区と、旧城南中跡地についてもまちなか居住推進区域に含めるものとします。

図4-13 人口集積状況

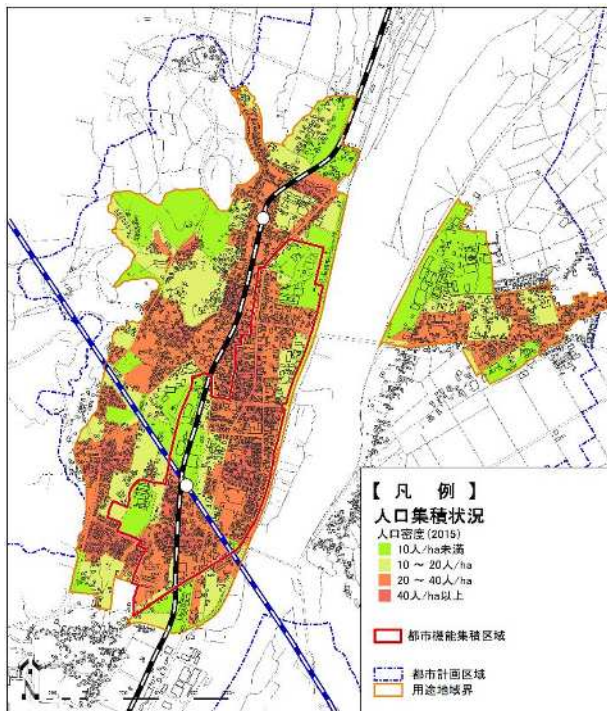
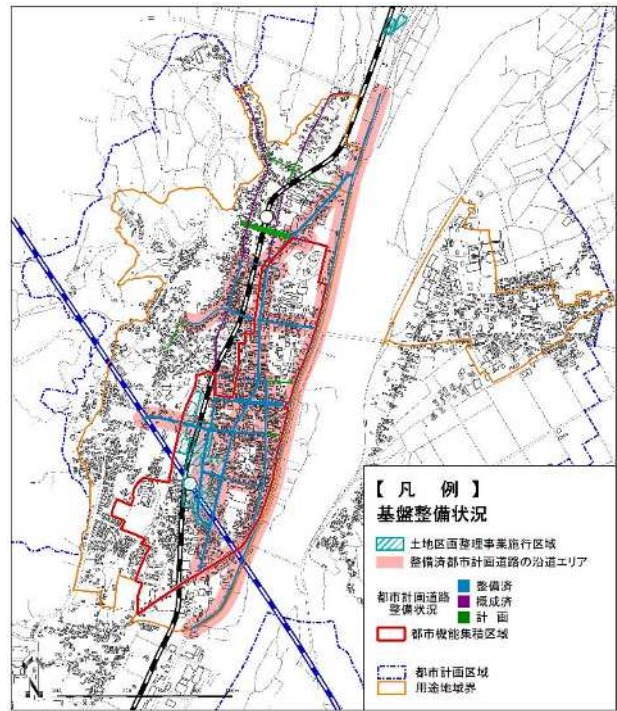


図4-14 基盤整備状況



(3) まちなか居住推進区域の設定

これら調整を経て、さらに区域の一体性や連続性を考慮し、本市のまちなか居住推進区域は次図のように設定します。

なお、図中のまちなか居住推進区域は地形地物で境界を設定したものであり、区域内に含まれている災害危険性の高い区域については、まちなか居住推進区域から除外されます。

図 4-15 まちなか居住推進区域

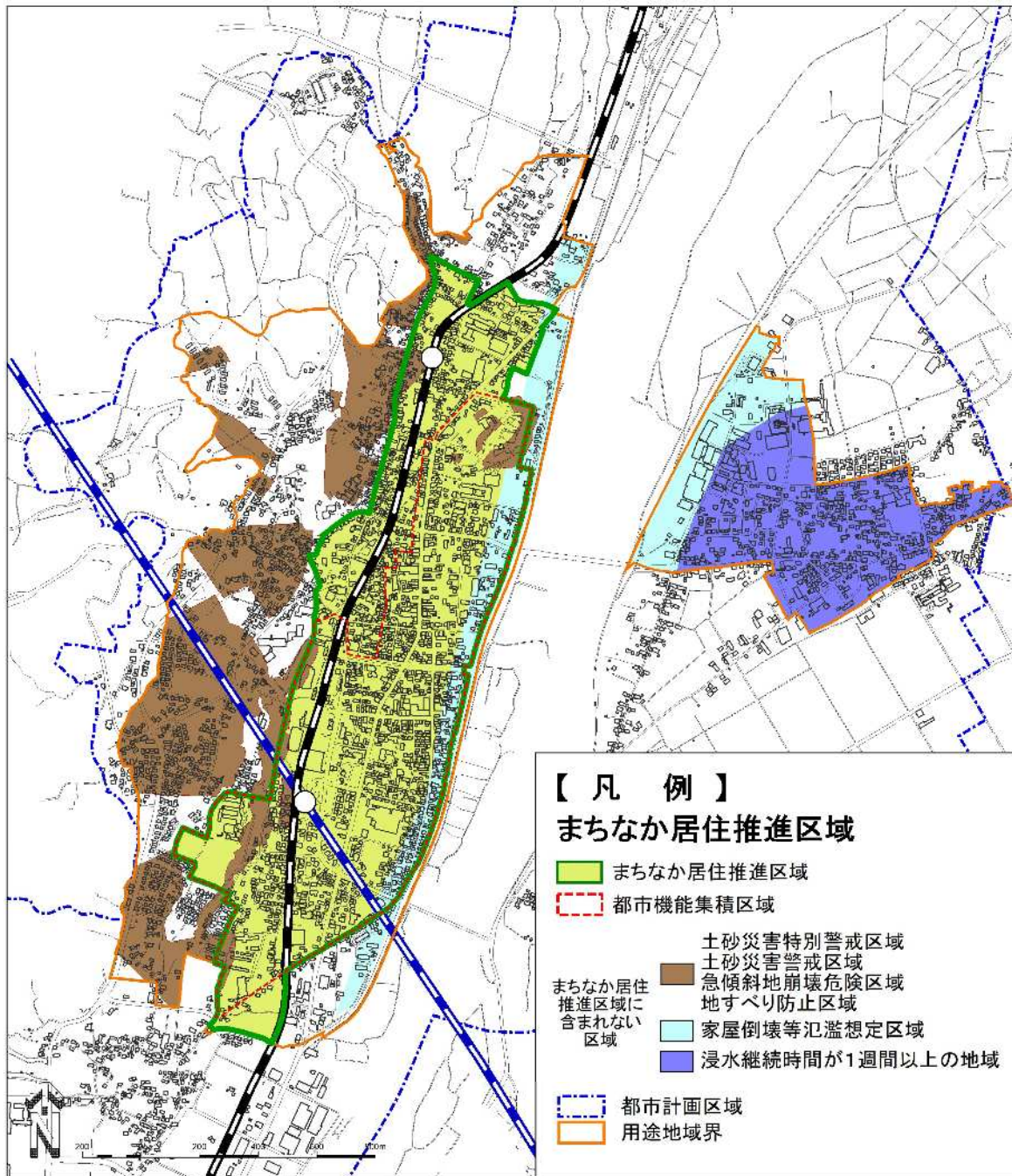


表 4-5 まちなか居住推進区域の人口及び人口密度

区分	面積	現況人口 (2015年)	現況人口密度 (2015年)
まちなか居住推進区域	115.3 ha	3,148人	27.3人/ha
用途地域	318.0 ha	7,219人	22.7人/ha
対用途地域割合	36.3%	43.6%	

4-5. 都市機能集積と居住推進のための施策

(1) 届出・勧告制度による都市機能集積と居住推進

① 届出対象となる行為又は施設

まちなか居住推進区域外となる区域では、一定規模以上の住宅の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、市への届出が義務付けられます。

また、都市機能集積区域外となる区域では、誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に市への届出が義務付けられるほか、都市機能集積区域内で誘導施設を有する建築物の休止又は廃止を行おうとする場合にも市への届出が義務付けられます。

届出のあった建築又は開発が、都市機能集積区域内での集積を図る上で支障があると認められるとき、市は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことができます。

なお、これら届出・勧告は都市計画区域内のみが対象であり、都市計画区域外の場合は届出の必要はありません。

表 4-6 まちなか居住推進区域「外」で届出が必要となる開発行為・建築行為


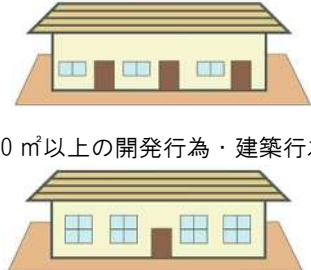
区分	対象となる行為	具体のイメージ
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ○ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 	<p>【3戸以上の住宅開発・建築行為】</p> 
建築行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○ 建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 	<p>【1,000㎡以上の開発行為・建築行為】</p> 

表 4-7 都市機能集積区域内外で届出が必要となる開発行為・建築行為

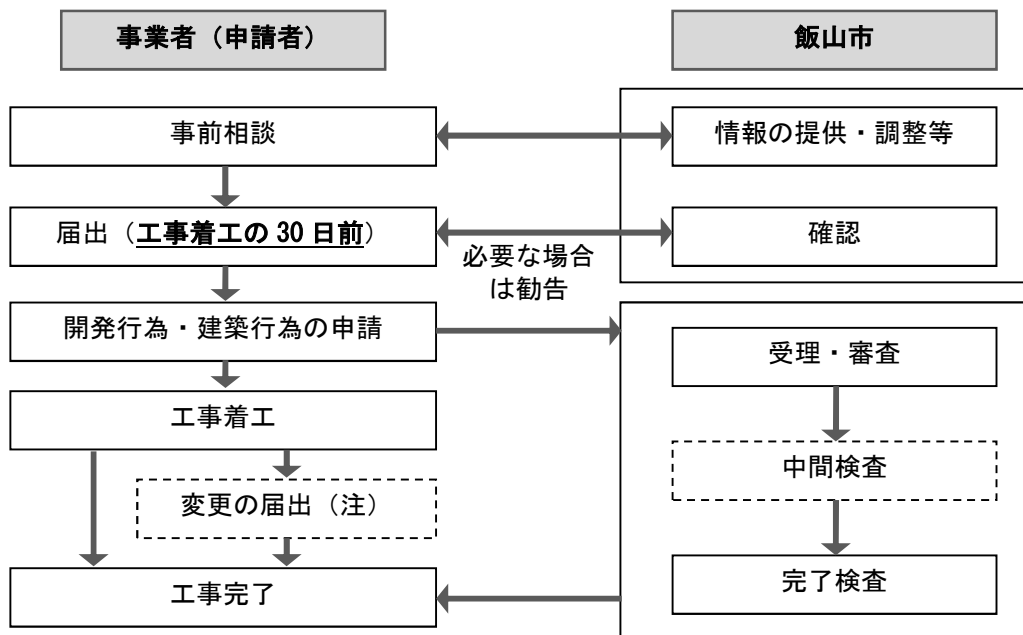
区域	区分	対象となる行為	対象となる誘導施設
都市機能集積区域「外」	開発行為	○ 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合	○ 大規模小売店舗 (床面積1,000㎡以上)
	建築行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ○ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院 (20床以上の病床を有する医療施設) ○ 市役所 ○ 中学校・小学校・幼稚園
都市機能集積区域「内」		○ 都市機能集積区域内の誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合	○ 保育園・こども園

② 届出の手続き

届出対象とする建築行為又は開発行為を行う場合、着手する 30 日前までに市への届出が必要です。また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要となります。

届出義務を知らずに宅地または建物を購入した人が不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定について説明しなくてはなりません。

図 4-16 届出等の手続きの流れ



(注：届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要)

(2) 市独自の施策による都市機能集積と居住推進

本市がこれまで実施してきた施策を積極的に活用するほか、新たな施策を実施することで、都市機能集積と居住推進を図ります。

なお、新たな施策に関しては、計画策定後、引き続き具体の支援内容等に関する協議・調整を行います。また、既存の施策についても、区域内における重点実施や重点配分が行われるよう協議・調整を行います。

表 4-8 本市が実施する施策

	区分	施策
既存施策の活用	都市機能を集積するための施策	「飯山市北陸新幹線飯山駅周辺地区における商業施設等の立地の促進に関する条例」による優遇措置（飯山駅周辺の市有地等の活用（宿泊施設・商業施設の誘致））
		商店街の活性化支援（空き店舗解消、新規開業支援）
		グループホームの整備（障害者等の居住支援）
	居住を推進するための施策	市街地における冬の暮らし対策（除雪・融雪施設の整備、雪置き場の確保等）
		市民及び移住者の住宅建設支援
		若者定住のための住宅整備
		市街地への集合住宅の誘導
		高齢者住宅等の整備誘致
		空き家バンクの登録（中古住宅の斡旋）
	区域内の魅力向上のための施策	新幹線を活用した通勤支援
		飯山駅から市街地へ誘導する回遊・散策ルートとまち並みの整備
		飯山城址公園の整備 駅周辺における公園機能機能の充実
新規施策の検討	都市計画の決定又は見直し等	用途地域等の地域地区の見直し
		都市施設の見直し
		特定用途誘導地区の設定（誘導施設に対する容積率・用途制限等の緩和）
	公有地や公共施設の活用	旧城南中跡地の活用
		公有地を活用した誘導施設の集積、住宅地の整備 公共施設跡地を活用した誘導施設の集積、住宅地の整備
	その他	国の空き家・空き室利活用等支援制度の活用
		転居に向けた金利優遇ローン等

4-6. 計画の目標値と評価方法

(1) 都市機能集積と居住推進により目指す目標値

都市機能集積と居住推進に向けた施策を実施することで、都市機能集積区域及びまちなか居住推進区域では、以下の目標値の達成を目指します。

表 4-9 都市機能集積と居住推進により目指す目標値

区分	指標	目標値	現状値
都市機能集積区域	○誘導施設の施設数	誘導施設数の現状維持	大型小売店舗：3施設 病院：1施設 市役所：1施設 小学校：1施設 幼稚園：1施設 保育園：2施設
まちなか居住推進区域	○区域内の人口密度	27人/ha（現状維持）	27.3人/ha
	○商業施設徒歩圏カバー率（※2）	商業施設（コンビニ含む）の徒歩圏カバー率 100%	商業施設（コンビニ含む）の徒歩圏カバー率 96%
	○医療施設徒歩圏カバー率（※1）	医療施設（診療所含む）の徒歩圏カバー率 100%	医療施設（診療所含む）の徒歩圏カバー率 99%
	○公共交通徒歩圏カバー率（※1）	基幹公共交通（※2）の徒歩圏カバー率 100%	基幹公共交通の徒歩圏カバー率 100%

※1：商業・医療・鉄道の徒歩圏＝800m、バスの徒歩圏＝300m

※2：鉄道と片道30本/日以上バス

(2) 計画実施による効果を把握するための指標と目標値

上記の目標達成を通じて、本市全体に波及する効果を把握するための指標と目標値を以下のよう設定します。

表 4-10 計画の効果を把握するための指標と目標値

指標	目標値	現状値・備考
○総人口	14,100人（2040年）	国勢調査：21,438人（2015実績） 社人研推計：12,198人（2040推計）
○まちなか居住推進区域内人口	約3,100人（2040年） （人口密度27人/ha）	約3,150人（2015実績） （人口密度27.3人/ha） 趨勢人口（2040年）：約1,720人
○市の支援を通じた移住者数（市全体）	500人/5年間	2019年度：120人/年
○市有地への施設誘致	宿泊施設の誘致（1所） 商業施設の誘致（1所）	現状は未利用地状態
○空き店舗等解消・活用件	10件/5年	2019年度：2件
○新規開業（起業）	5事業所（5年間）	

5 防災指針

ここでは、本市の災害リスクを分析し、まちなか居住推進区域内及びその周辺地域が抱える災害リスクに対して、必要となる防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくための「防災指針」を定めます。

5-1. 災害リスク分析と課題の抽出

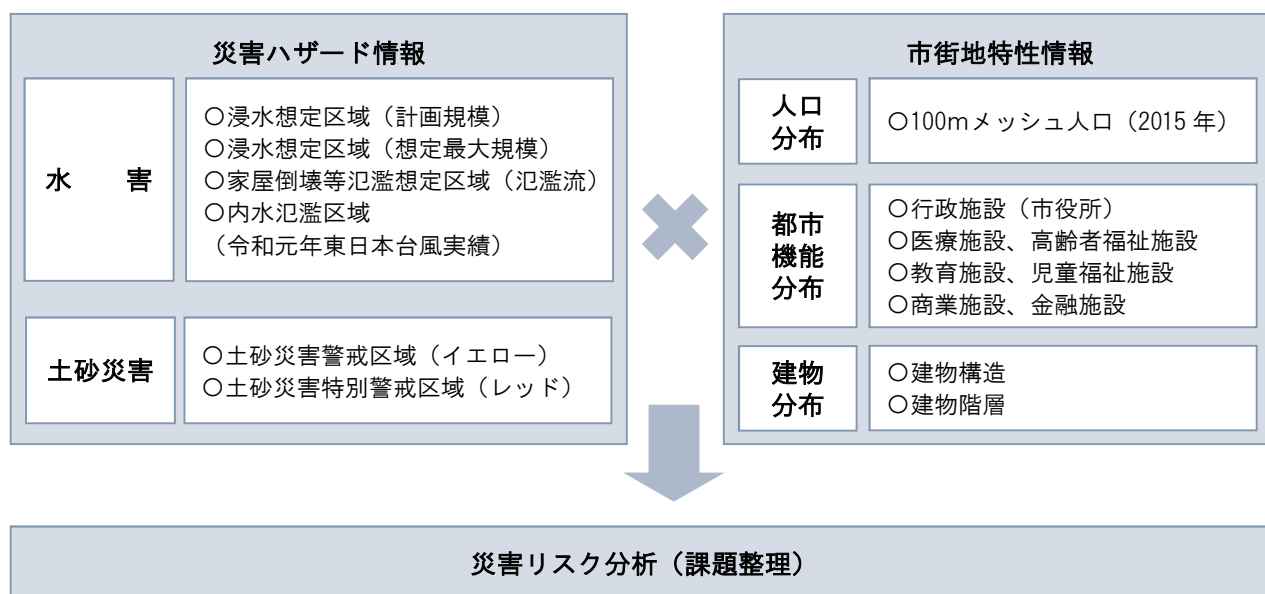
(1) 災害ハザードと人口・都市機能分布の関係

本市の市街地に被害をもたらす主な災害は水害と土砂災害であり、このうち水害は、河川の越流や堤防決壊による外水氾濫と、河川への排水が追い付かずに浸水する内水氾濫とがあります。

災害リスクは、これら災害が発生する可能性のある「ハザード」と、災害によってもたらされる被害の規模、そして、災害が発生する頻度や確率によって分析・評価することができます。

以下、本市の人口や都市機能の分布状況と災害ハザードの関係について整理します。

図 4-17 災害リスク分析に用いる情報



① 土砂災害

本市の市街地西側の丘陵地には、土砂災害の危険性が高いエリアが分布しており、土砂災害警戒区域のほか、開発行為や建築行為が制限される土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定されています。

これら土砂災害ハザード内にも多くの人口が分布していますが、主な都市機能は平地部に集中しているため、秋津地区の一部を除くと大半の都市機能はハザード外に位置しています。

図 4-18 土砂災害警戒区域等（人口分布との関係）

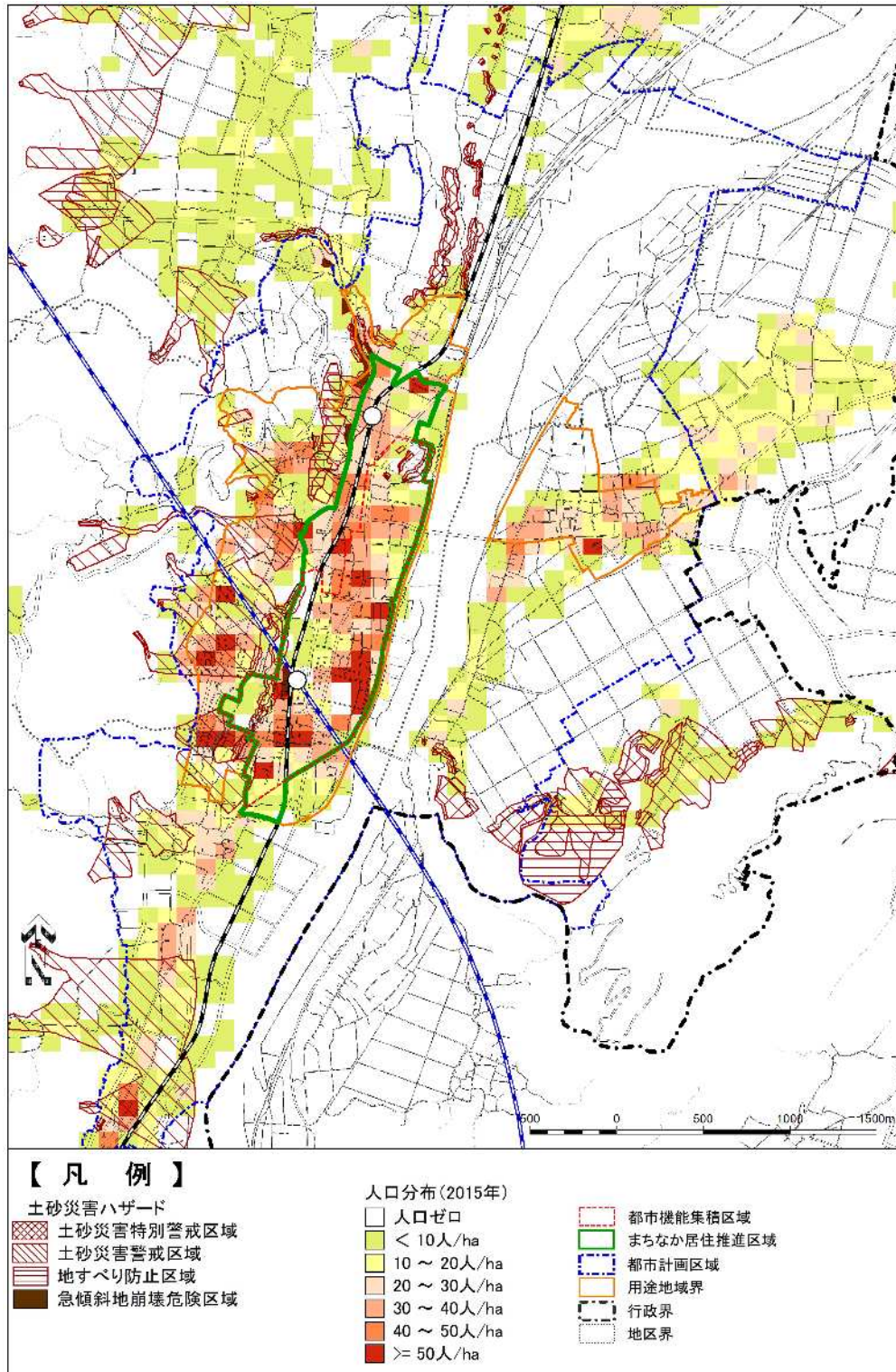
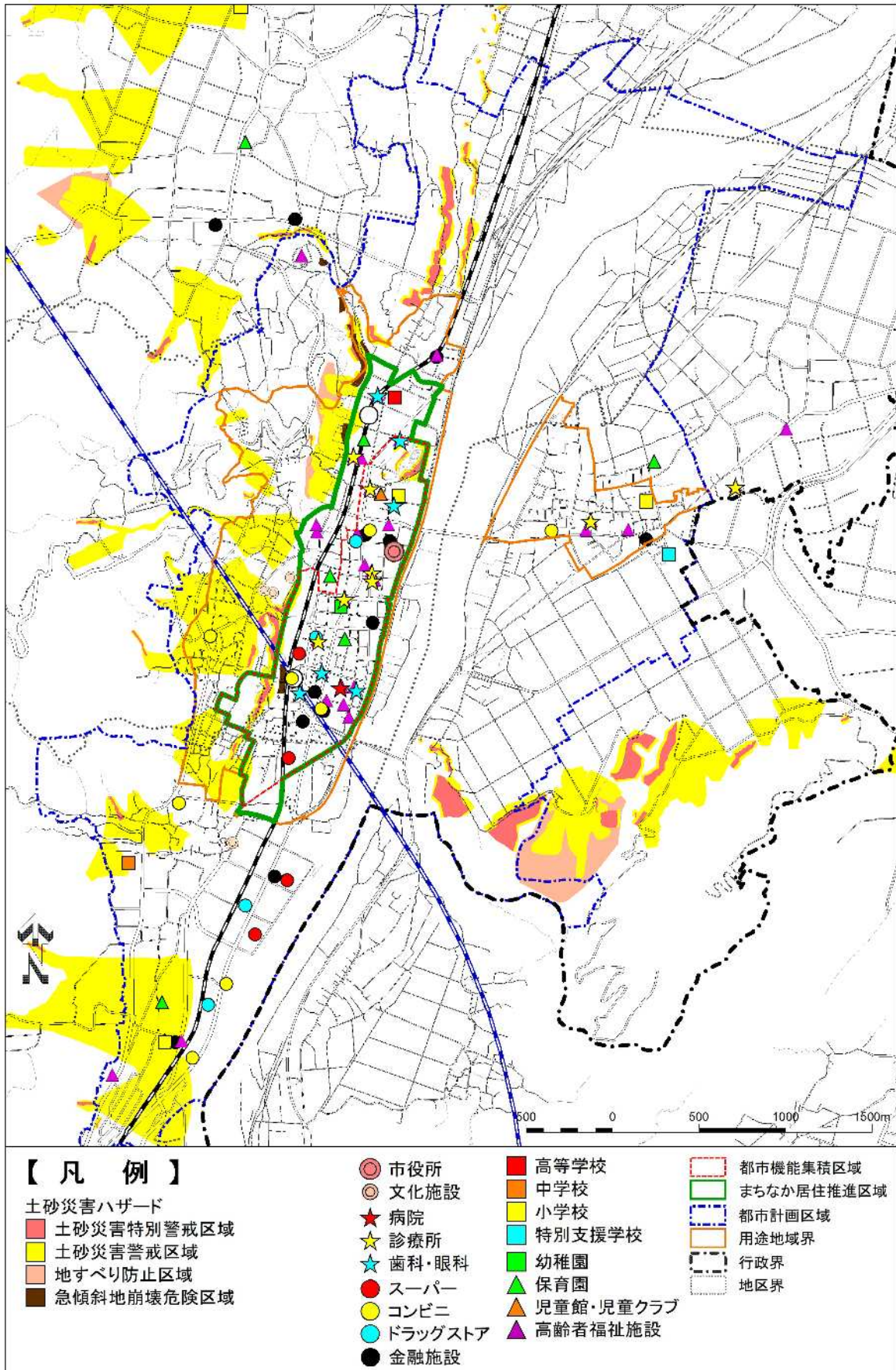


図4-19 土砂災害警戒区域等（都市機能分布との関係）



注：土砂災害ハザードの重複部分では、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を優先表示

② 水害（外水）

○浸水想定区域（計画規模）

約100年に1回程度の大雨（計画規模）の際に想定される浸水範囲は、西側丘陵地を除く市街地と集落の広範囲に広がっており、浸水深3m以上のエリアに多くの人口と都市機能が集中しています。また、まちなか居住推進区域内ではおおむね浸水深5m以下ですが、区域外の市街地では浸水深5m以上となるエリアも存在します。

○浸水想定区域（想定最大規模）

想定最大規模の降雨（千曲川流域の2日間の総雨量396mm）の際に想定される浸水範囲は、西側丘陵地を除く市街地と集落の広範囲に広がっており、浸水深3m以上のエリアに多くの人口と都市機能が集中しています。まちなか居住推進区域内でも大半の範囲で浸水深5m以上と想定されており、住居及び都市機能に甚大な被害が生じる恐れがあります。なお、浸水深10m以上となるエリアはほとんどが農地であり、人口や都市機能もほとんど分布していません。

○家屋倒壊等氾濫想定区域

千曲川沿いの地区は、堤防決壊に伴う氾濫流によって家屋が倒壊・流出することが想定される「家屋倒壊等氾濫想定区域」にされており、区域内には市役所を含めて多くの住居が含まれています。なお、氾濫流が発生した場合、木造建築物は倒壊・流出する恐れが高いとされていますが、鉄筋コンクリート造である市役所については、建物本体が倒壊・流出する危険性は低いと考えられます。

図4-20 千曲川一浸水想定区域（計画規模）

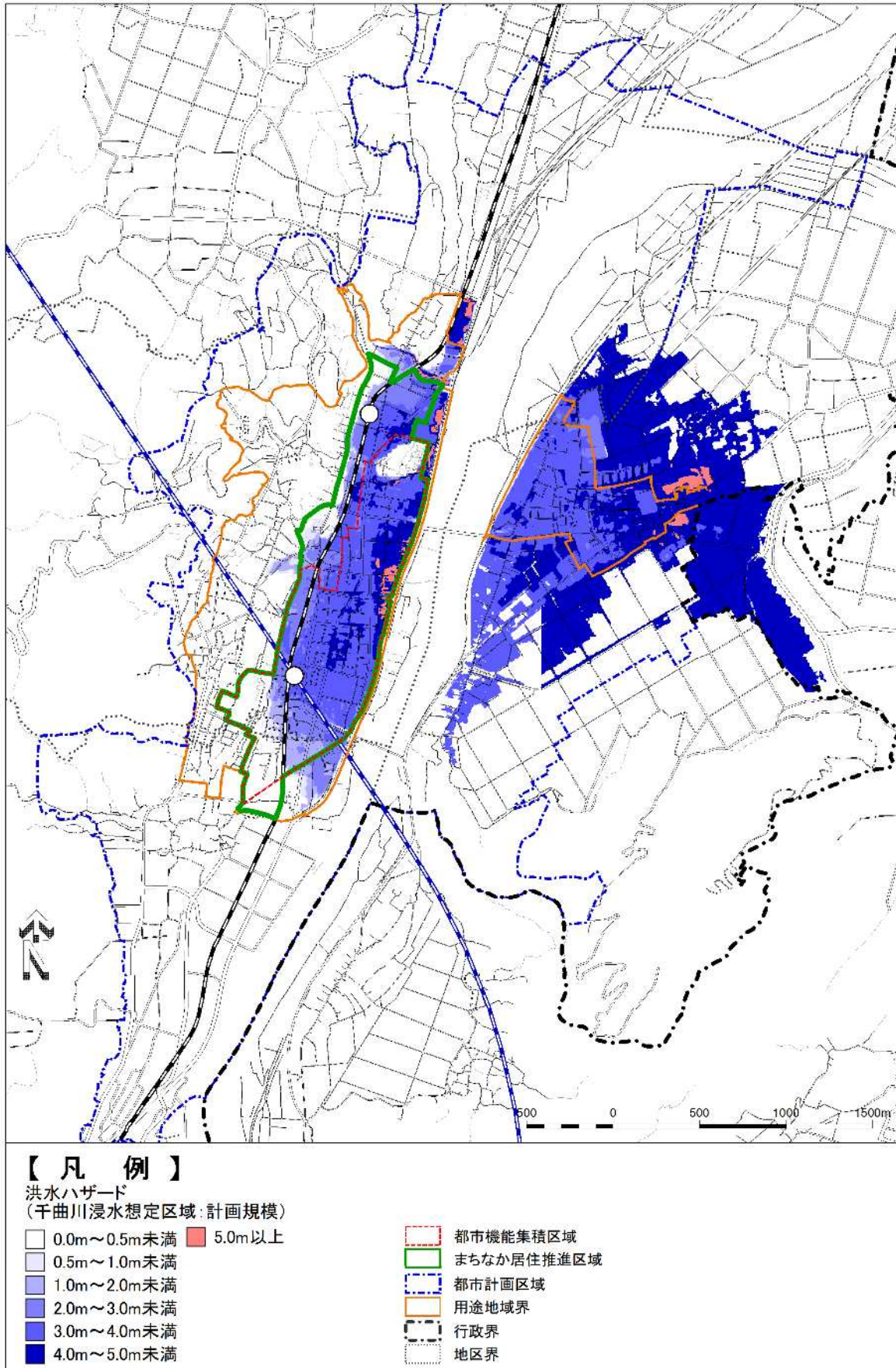


図4-21 千曲川—浸水想定区域（計画規模）（都市機能分布との関係）

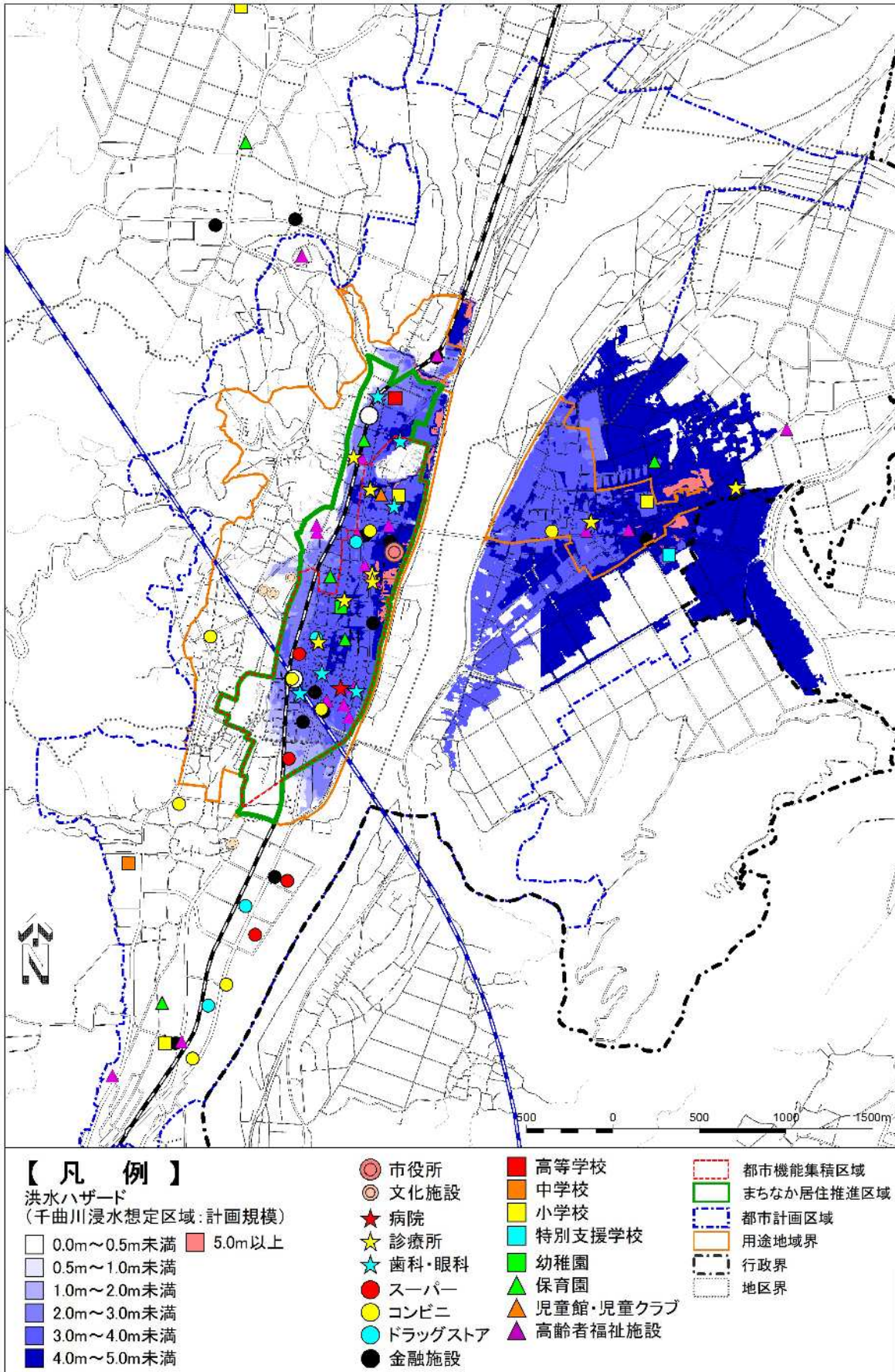
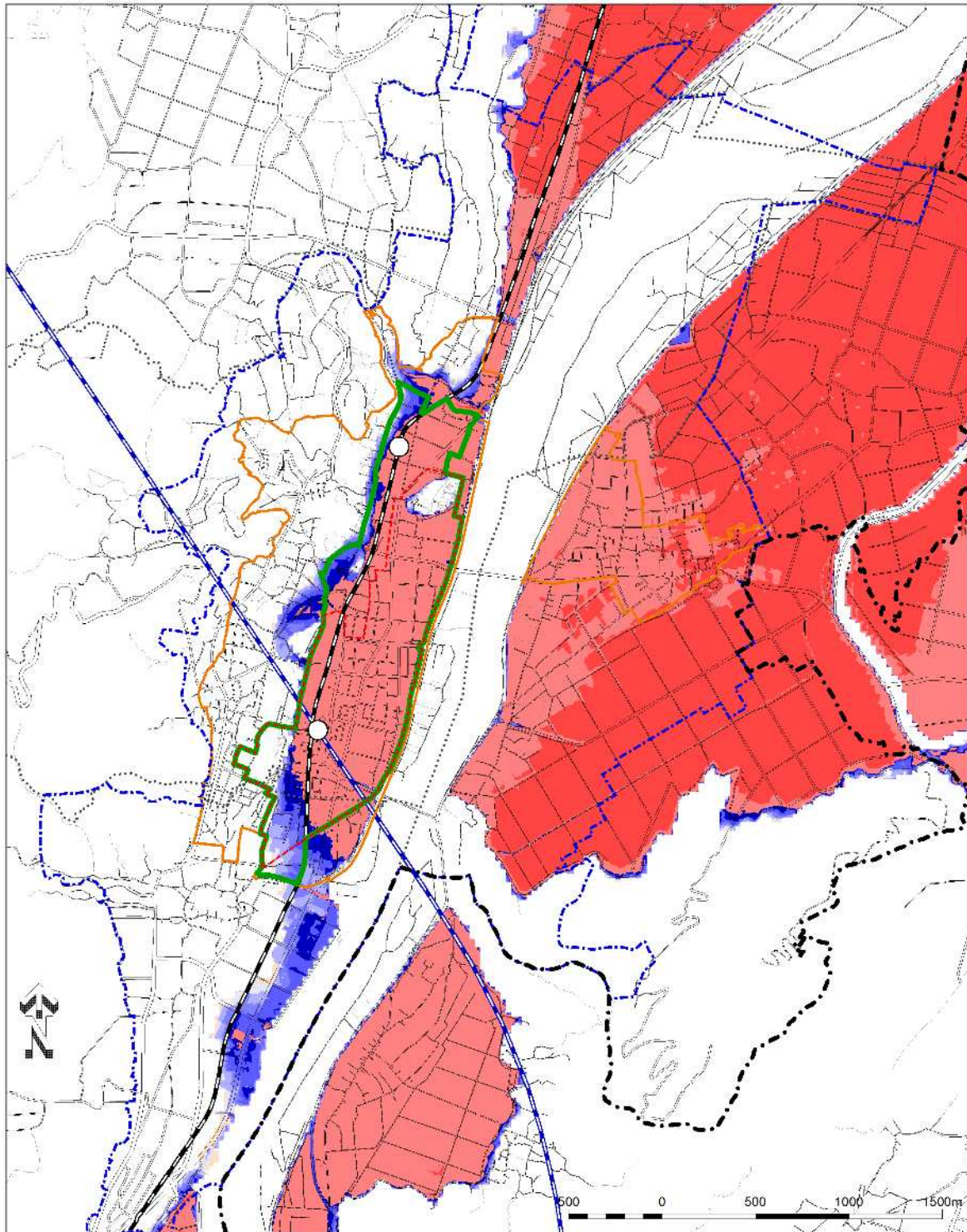


図4-22 千曲川一浸水想定区域（想定最大規模）



【 凡 例 】

洪水ハザード
 (千曲川浸水想定区域: 想定最大規模)

- | | | |
|-------------|---------------|------------|
| 0.0m~0.5m未満 | 5.0m~10.0m未満 | 都市機能集積区域 |
| 0.5m~1.0m未満 | 10.0m~20.0m未満 | まちなか居住推進区域 |
| 1.0m~2.0m未満 | | 都市計画区域 |
| 2.0m~3.0m未満 | | 用途地域界 |
| 3.0m~4.0m未満 | | 行政界 |
| 4.0m~5.0m未満 | | 地区界 |

図4-23 千曲川一浸水想定区域（想定最大規模）（都市機能分布との関係）

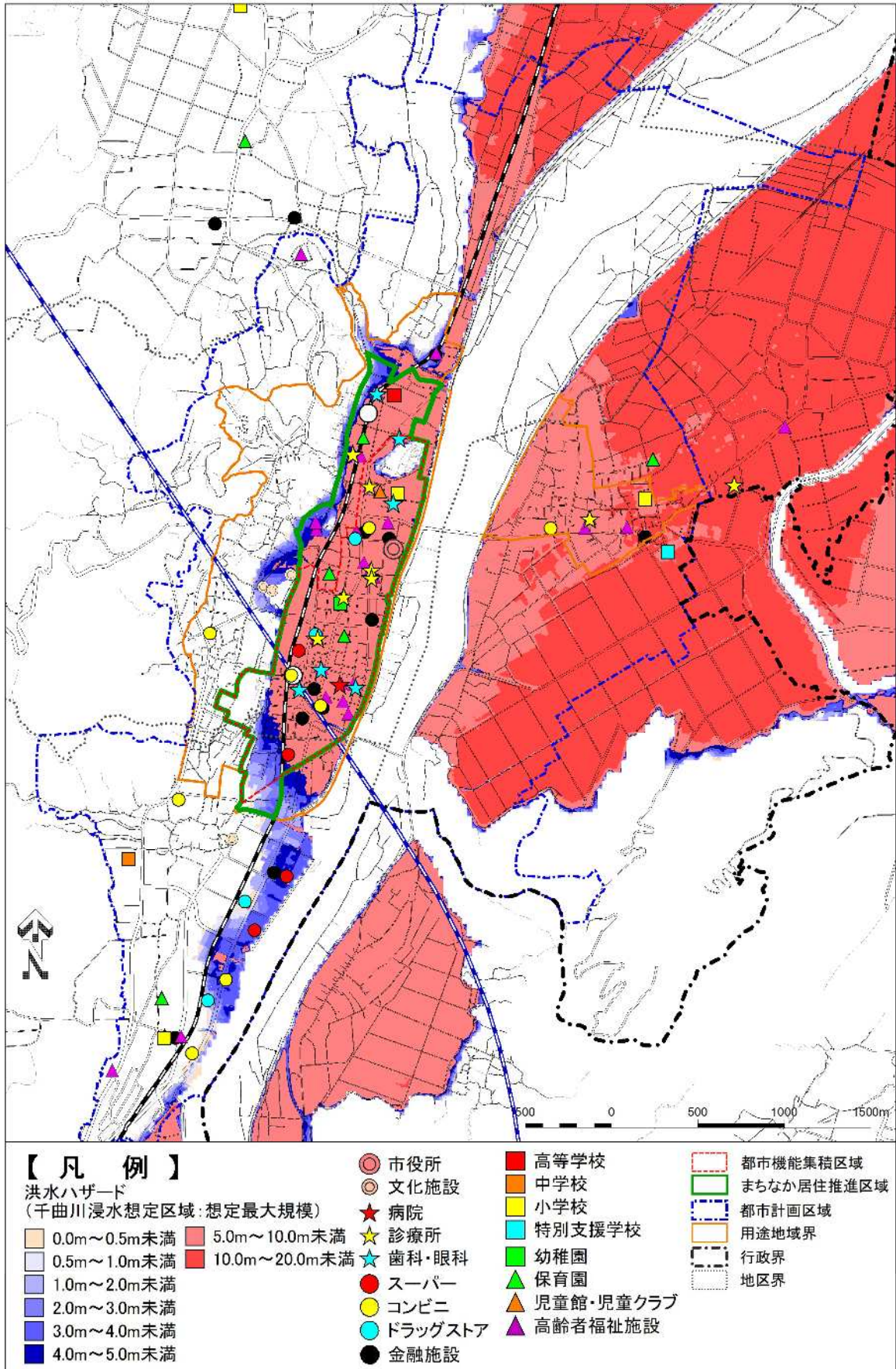


図4-24 千曲川—浸水継続時間（想定最大規模）（人口分布との関係）

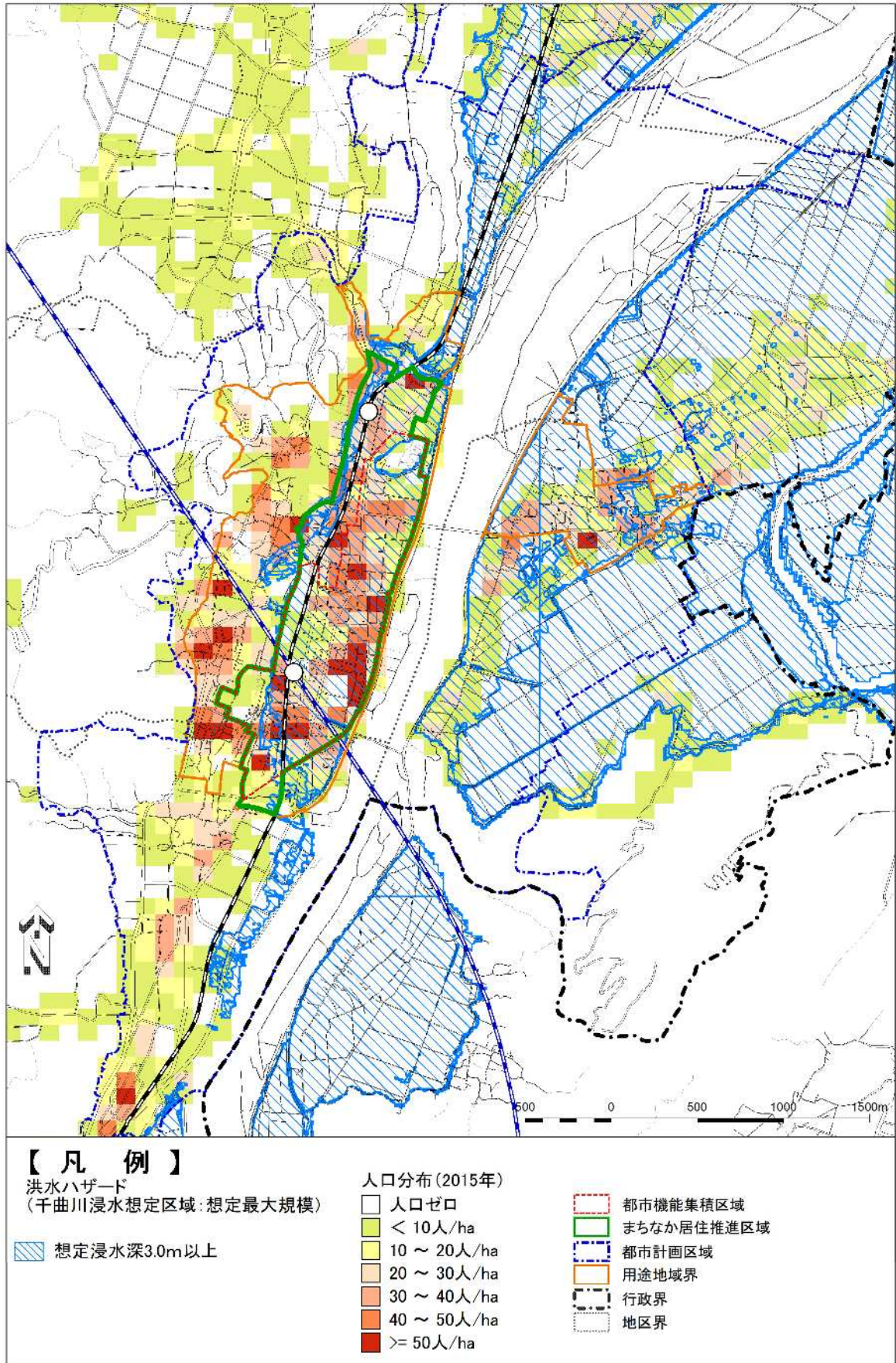


図4-25 千曲川—浸水継続時間（想定最大規模）（都市機能分布との関係）

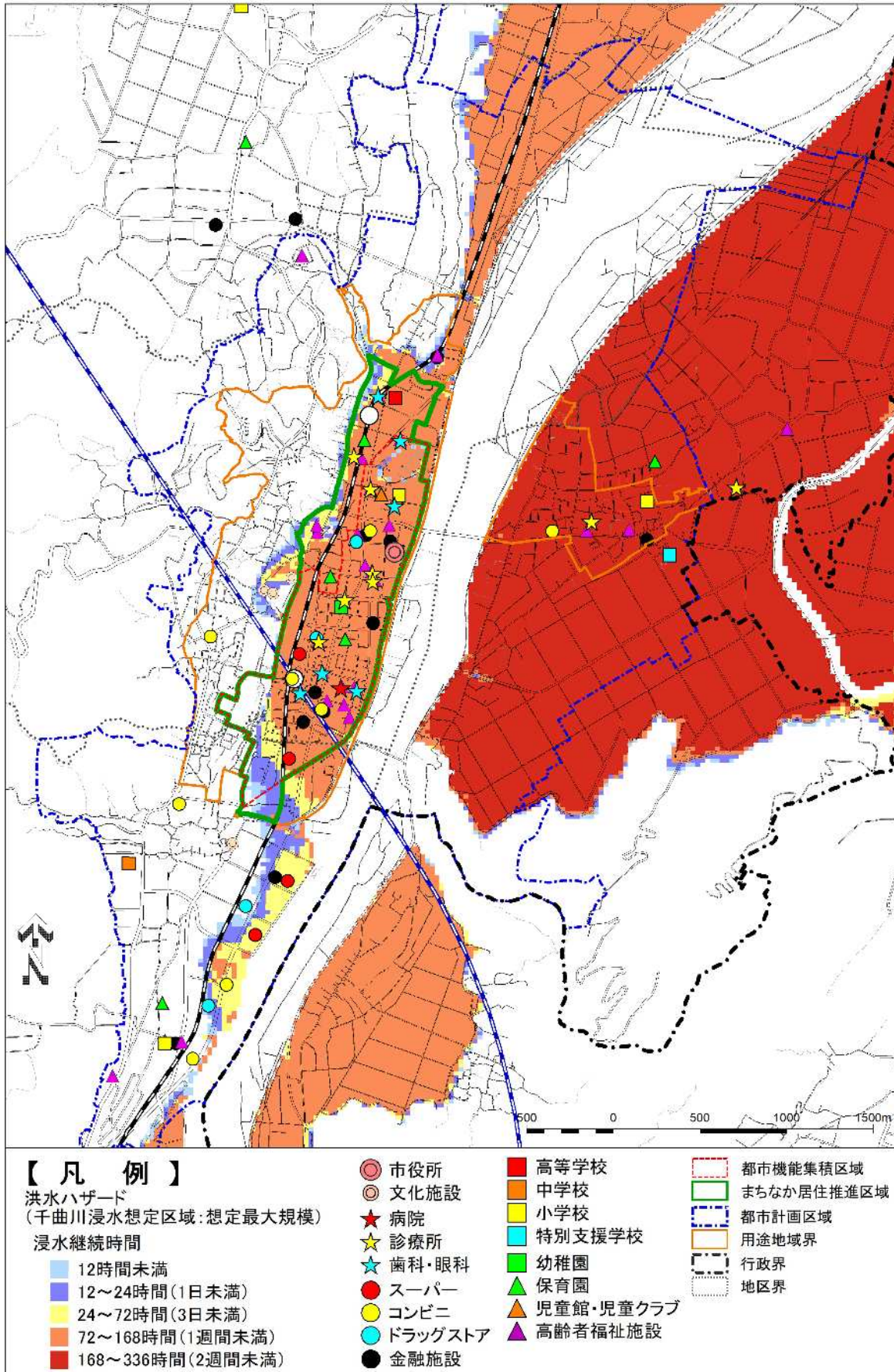


図4-26 千曲川—家屋倒壊等氾濫区域（氾濫流）（人口分布との関係）

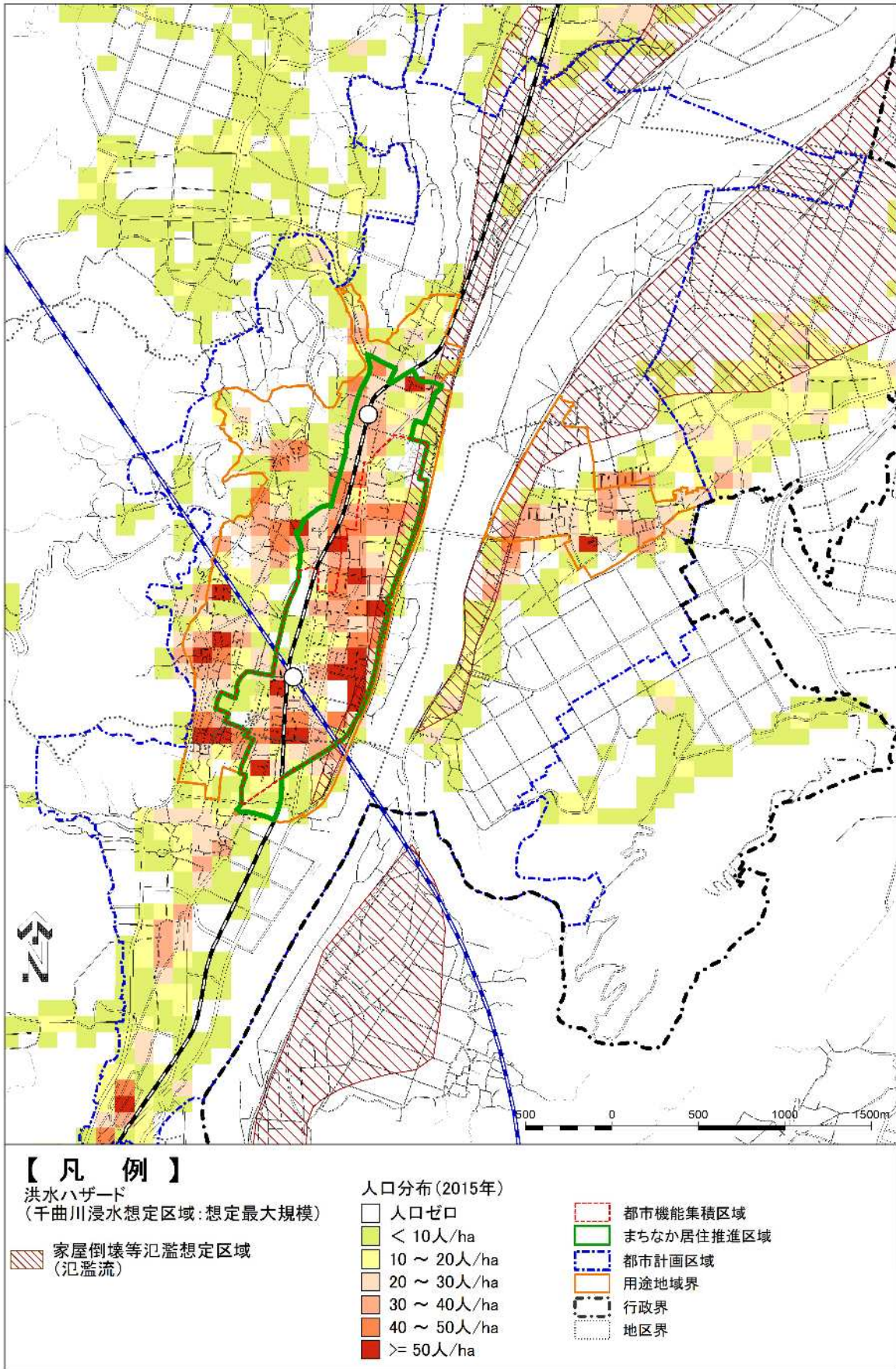


図4-27 千曲川—家屋倒壊等氾濫区域（氾濫流）（都市機能分布との関係）

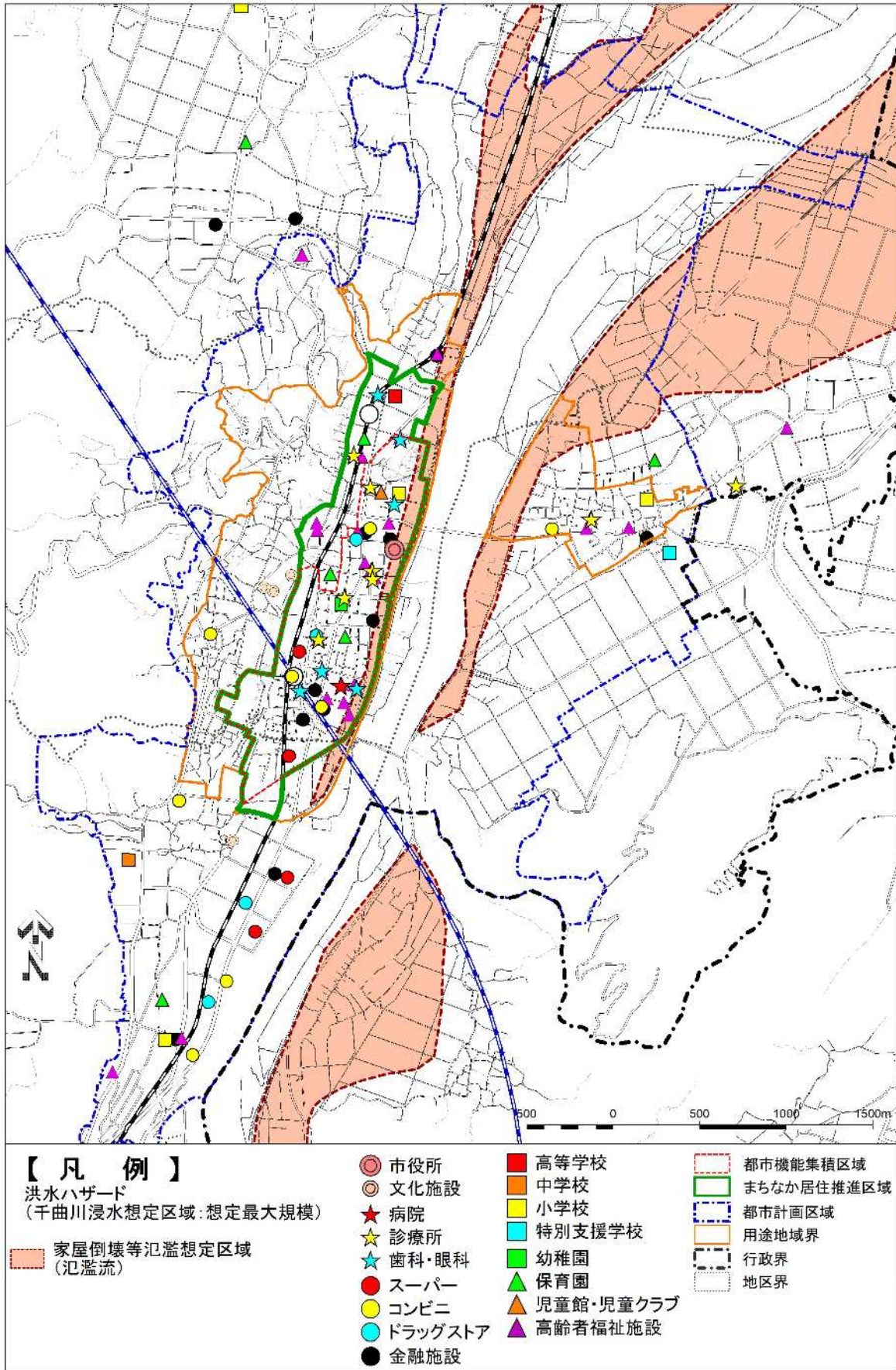
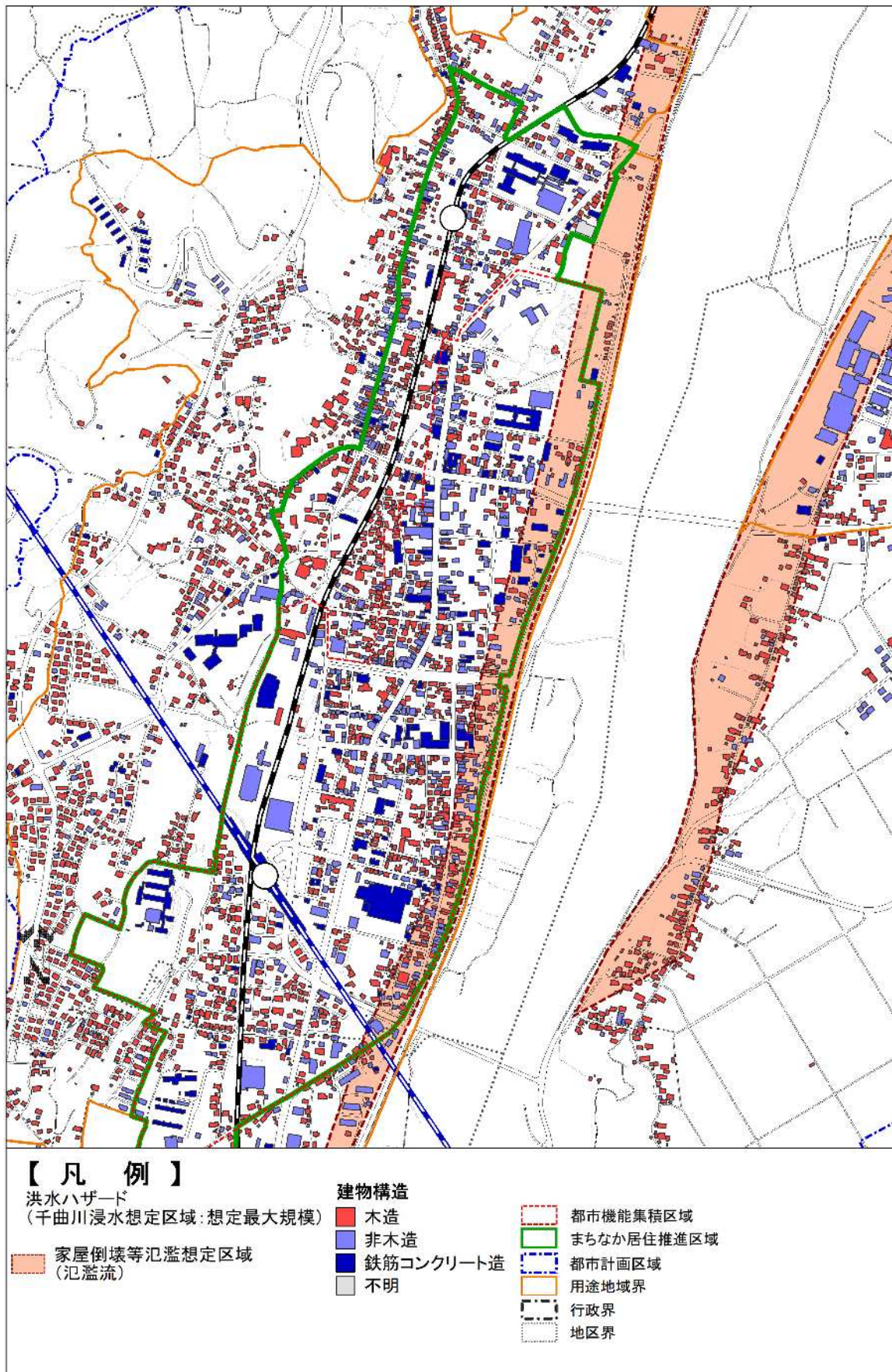


図 4-28 千曲川—家屋倒壊等氾濫区域（氾濫流）（建物構造との関係）



注：建物の位置及び構造は平成 29 年都市計画基礎調査実施時点のもの

(資料：平成 29 年都市計画基礎調査)

③ 水害（内水）

令和元年東日本台風（台風第19号）では、千曲川の支流である皿川が氾濫したことから、まちなか居住推進区域を含む市街地の広範囲にわたって浸水被害が発生しました。

被災時の浸水深は最大でも2m未満であり、被災後に実施した住民アンケート結果でも、屋内で1m以上浸水したとの回答があった地区は、上町や福寿町など一部の地区となっています。

浸水範囲内の建築物は大半が2階建て以上となっていますが、一部に平屋（1階建）が存在しており、自宅内で長期間の垂直避難を行うのは困難となる可能性があります。

図4-29 令和元年東日本台風による皿川氾濫の浸水実績（人口分布との関係）

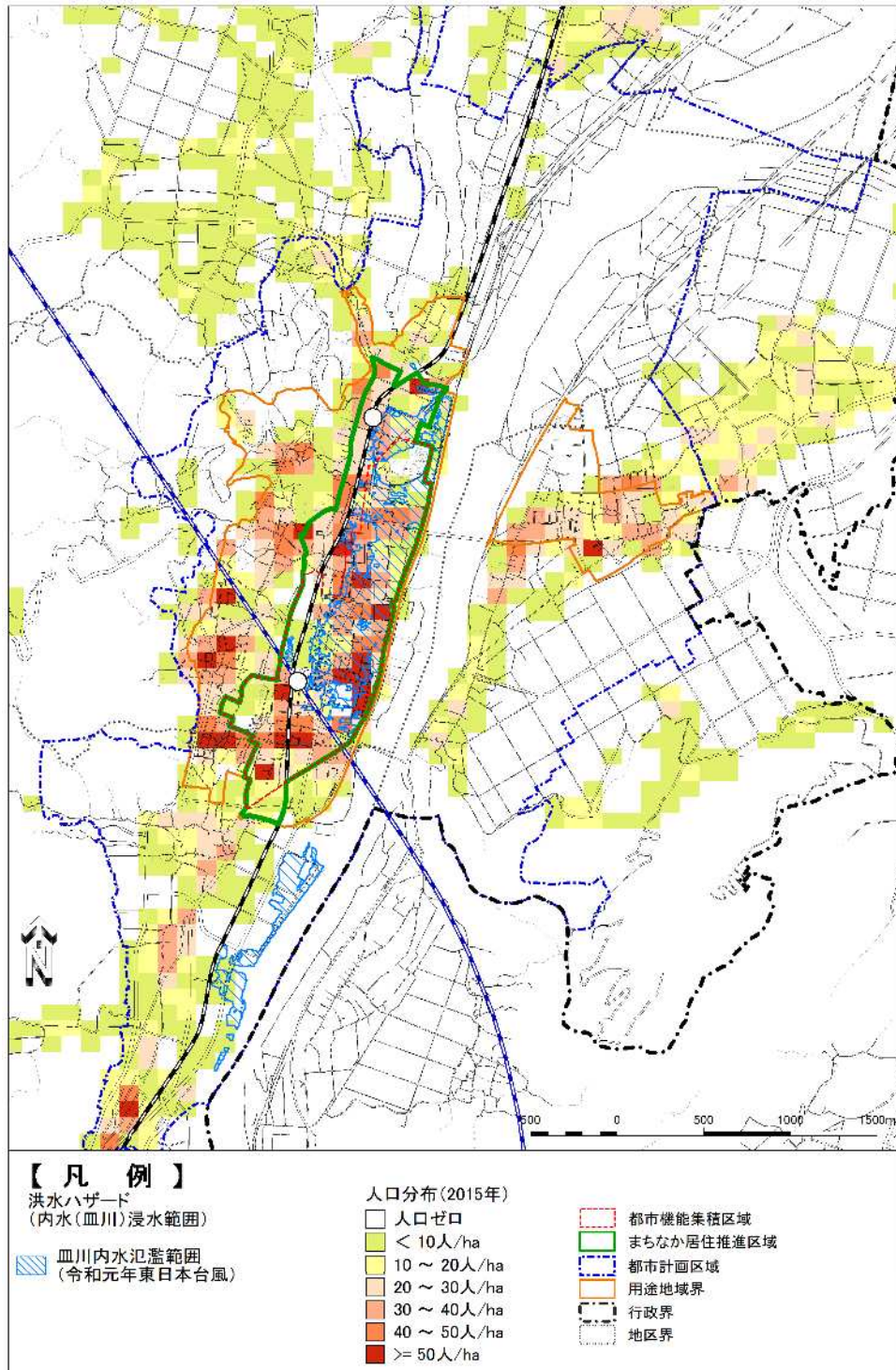


図4-30 令和元年東日本台風による皿川氾濫の浸水実績（都市機能分布との関係）

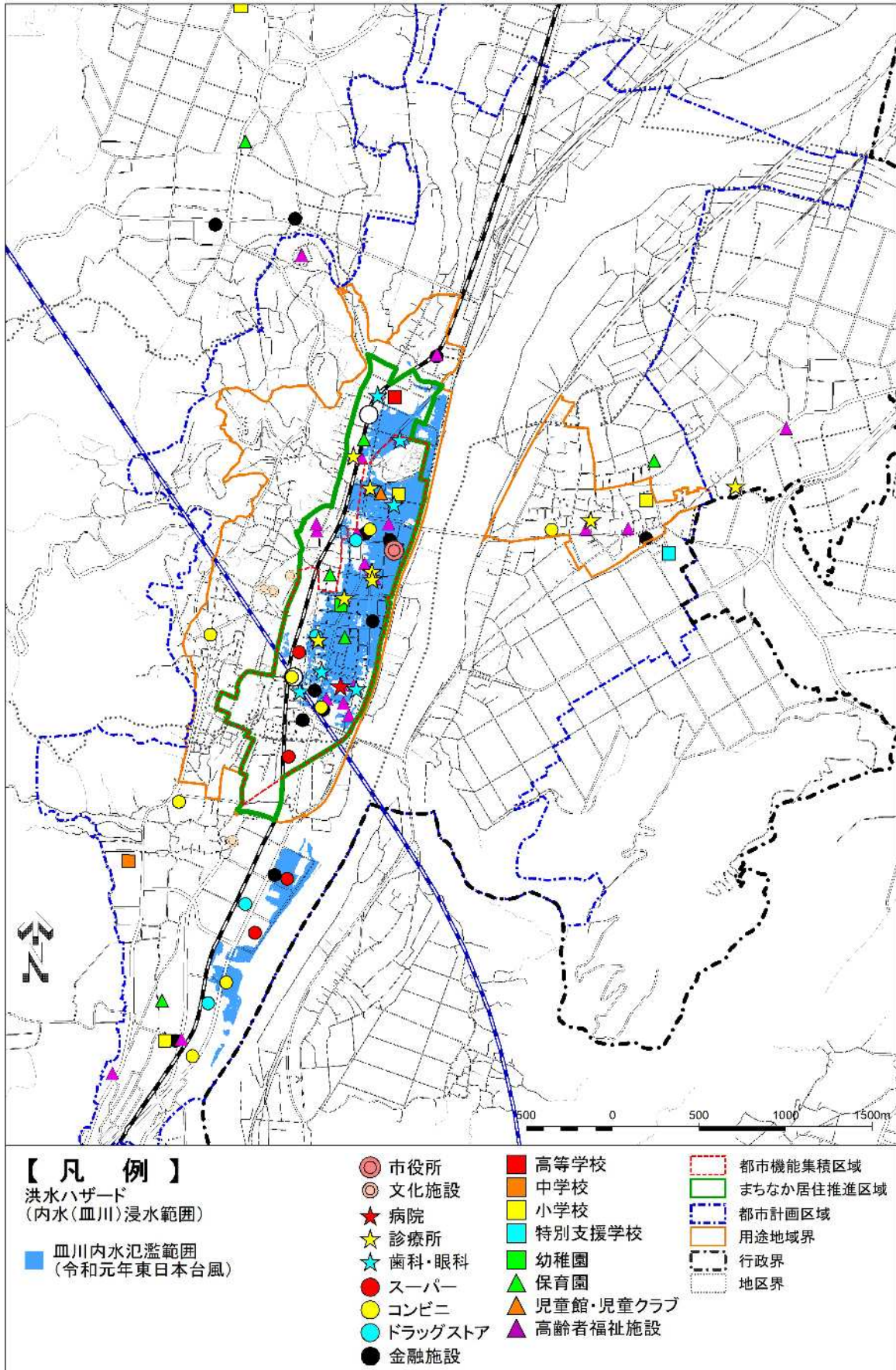
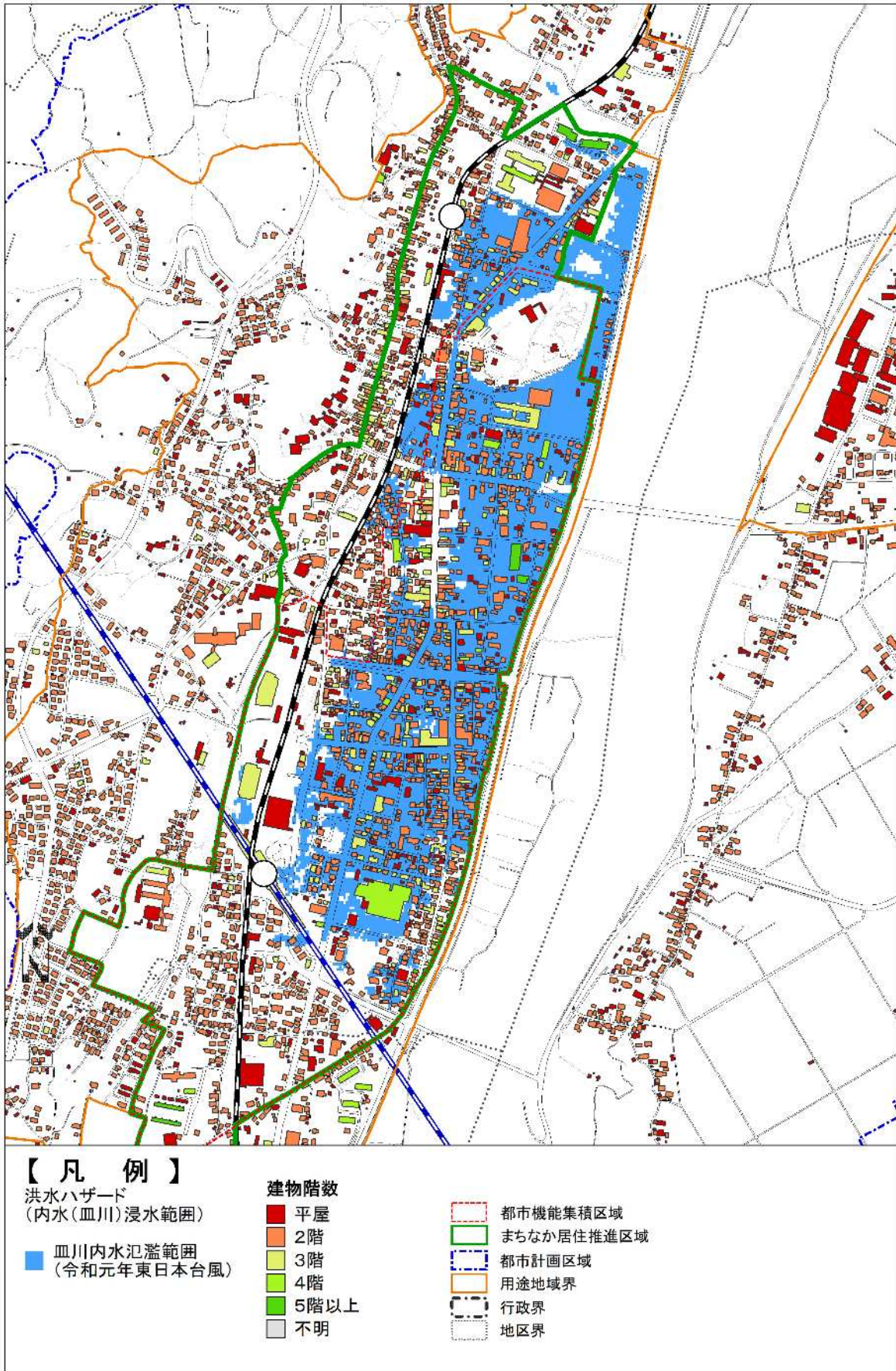


図4-31 令和元年東日本台風による皿川氾濫の浸水実績（建物階層との関係）



注：建物の位置及び階層は平成29年都市計画基礎調査実施時点のもの

(資料：平成29年都市計画基礎調査)

(2) 防災アンケート調査結果

① 調査目的と調査概要

令和元年10月12日に日本列島に上陸した台風第19号は、東日本から東北地方を中心に広い範囲で観測史上最大となる大雨を降らせ、各地に甚大な被害をもたらしました。

本市では、13日未明に千曲川の支川である皿川（一級河川）が氾濫し、飯山市街地が浸水したほか、千曲川沿いの一部地域でも氾濫被害が発生し、飯山市内で浸水した家屋は629戸にも上り、市役所も被災するなど、かつてない大規模な災害となりました。

こうした被災時の状況をより詳しく把握するため、本市では、令和元年東日本台風（台風第19号）による浸水被害が生じた範囲に住所を持つ市民（全世帯）と、浸水被害が生じた区の区長、及び浸水被害のなかった区の区長を対象とするアンケートを実施しました。

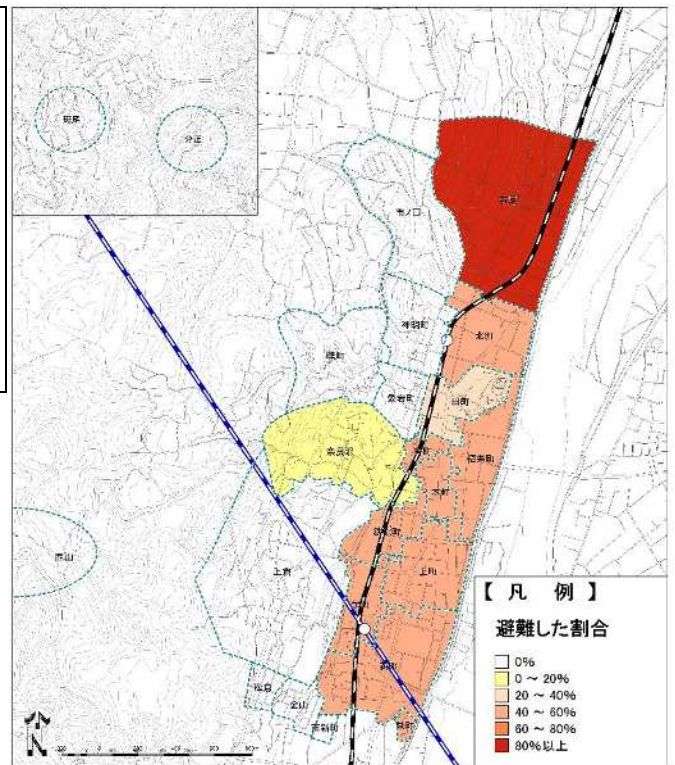
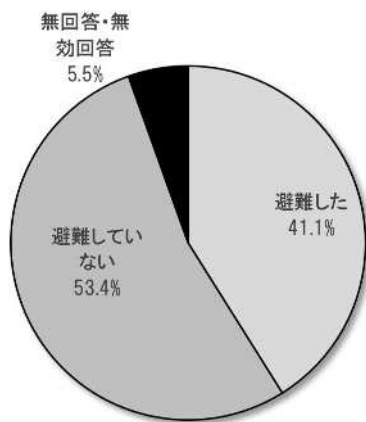
表 4-11 調査実施概要

調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	配布:2月中旬 回収:2月29日
調査対象者	浸水のあった範囲の住民 685名 浸水のあった範囲の区長宛(計11名) 調査票を配布した市民が含まれていない区の区長宛(11区・各区3~10通)

② 調査結果

○台風の際の避難の有無

○避難した人が回答者全体の41.1%、避難していない人が53.4%という結果でした。
○地区別では、有尾では100%が避難したと回答しており、県町・栄町・鉄砲町・福寿町・北町でも50%以上が避難したと回答しています。
○JR飯山線西側では、奈良沢で11%避難しているのを除くと、避難したとの回答が全ての地区でゼロとなっています。

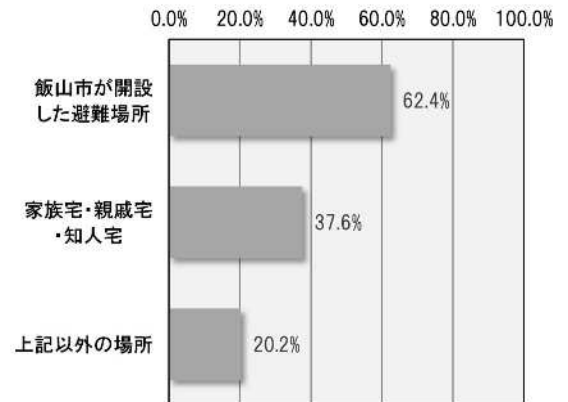


○避難を決定した情報・状況・理由

- 避難を決定した情報等では、「周囲の環境悪化」(60.7%)が最も多くなっており、「浸水状況を確認した」、といった回答まで含めると71.1%に達しています。
- 「防災無線」による避難の決定は15.0%にとどまっており、「近所の人呼びかけ」(19.7%)に次ぐ順位となりました。

○避難した場所

- 避難した場所は、「飯山市が開設した避難場所」(62.4%)が最も多く、このうち飯山市公民館に避難した人が最も多くなっています。
- 自宅以外の「家族宅等」に避難した人は37.6%（「上記以外の場所」に含まれる親戚宅や近隣宅等を加えると40.5%）いました。
- 「上記以外の場所」の具体的内容では、自宅の2階をあげる回答が最も多くあげられています。



○避難しなかった理由

- 避難しなかった理由では、「自宅が安全な場所にあったから」(46.2%)という理由が最も多くあげられていますが、「避難勧告」や「避難指示」が出なかったから、との回答もそれぞれ16.0%、12.9%を占めています。
- 浸水したが2階に避難した、といった回答が多く、中には、自宅が心配なので、という理由や、高齢者、障がい者、子供等がいるため避難を見合わせた、という回答もみられます。

○課題・問題と思う点

- 「課題・問題と思う点」では、避難指示をはじめ行政からの早期の情報提供に関する内容が多く、次いで防災無線の整備・改善を求める内容が多くなっています。意見の中には、早期の情報があれば異なる対応ができた、といった指摘もみられました。
- ポンプ場に関する内容の中では、浸水してもモーターが止まらないようにすべき、ポンプの機械台数を増やすべき、といった意見があげられています。
- 避難場所に関しては、避難場所の変更が周知されていない、自動車車両の避難場所・駐車場が必要、といった意見があげられています。

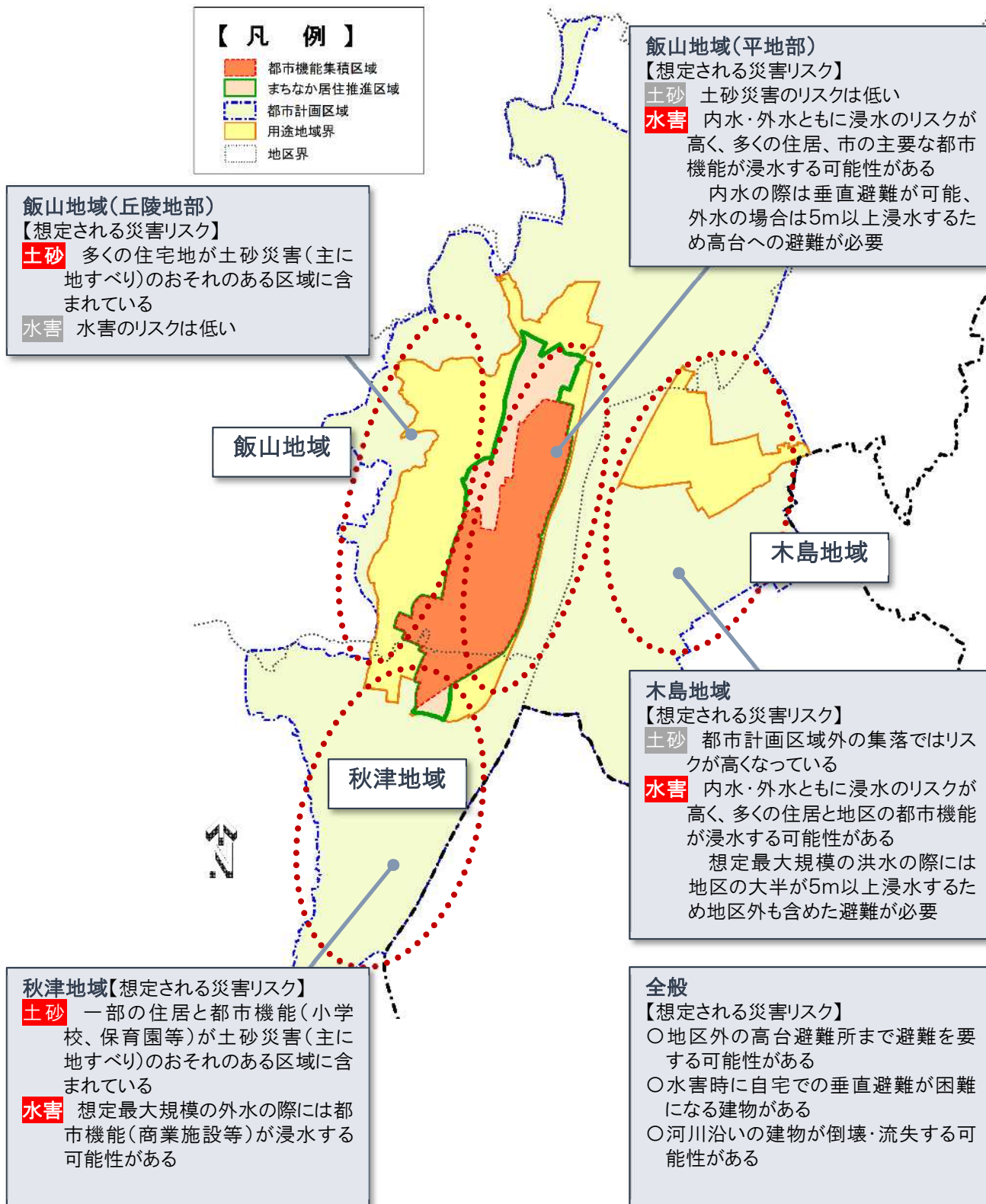
○今後に向けて望む点

- 「今後に向けて望む点」は、ポンプ場設備の整備・改善や、河川堤防の整備などのほか、早期の避難指示や、地域の連絡・避難体制など、ソフト面の対策も多くあげられています。
- 避難所の設備や対応については、車いすで移動できない階段の改善、テレビやラジオの設置、トイレの確保や改善、ペットの受入場所の確保、駐車場の確保、などがあげられています。
- 避難所の配置や開設体制については、避難所の開設状況や避難所への避難状況を定期的に公表すべき、といった意見や、各地区から徒歩で行ける範囲に避難所を設置すべき、といった意見があげられています。

(3) 防災・減災に向けた課題の整理

土砂災害と水害のハザード分布状況、防災アンケートから明らかになった避難行動等から、防災・減災に向けた課題を整理します。

図4-32 防災・減災に向けた課題の整理



注 ■ は地域に重大な影響を及ぼす災害リスク、■ は地域にとって比較的軽微な災害リスク

5-2. 防災対策の取組方針

(1) 災害リスク対応の基本的考え方

本市では、市街地内に含まれる各種災害リスクを短期間で、かつ全面的に解決することは困難であることから、これら災害リスクの発生頻度と想定される被害規模を踏まえて、以下のような対応を取ることとします。

図 4-33 災害リスクへの対応方針

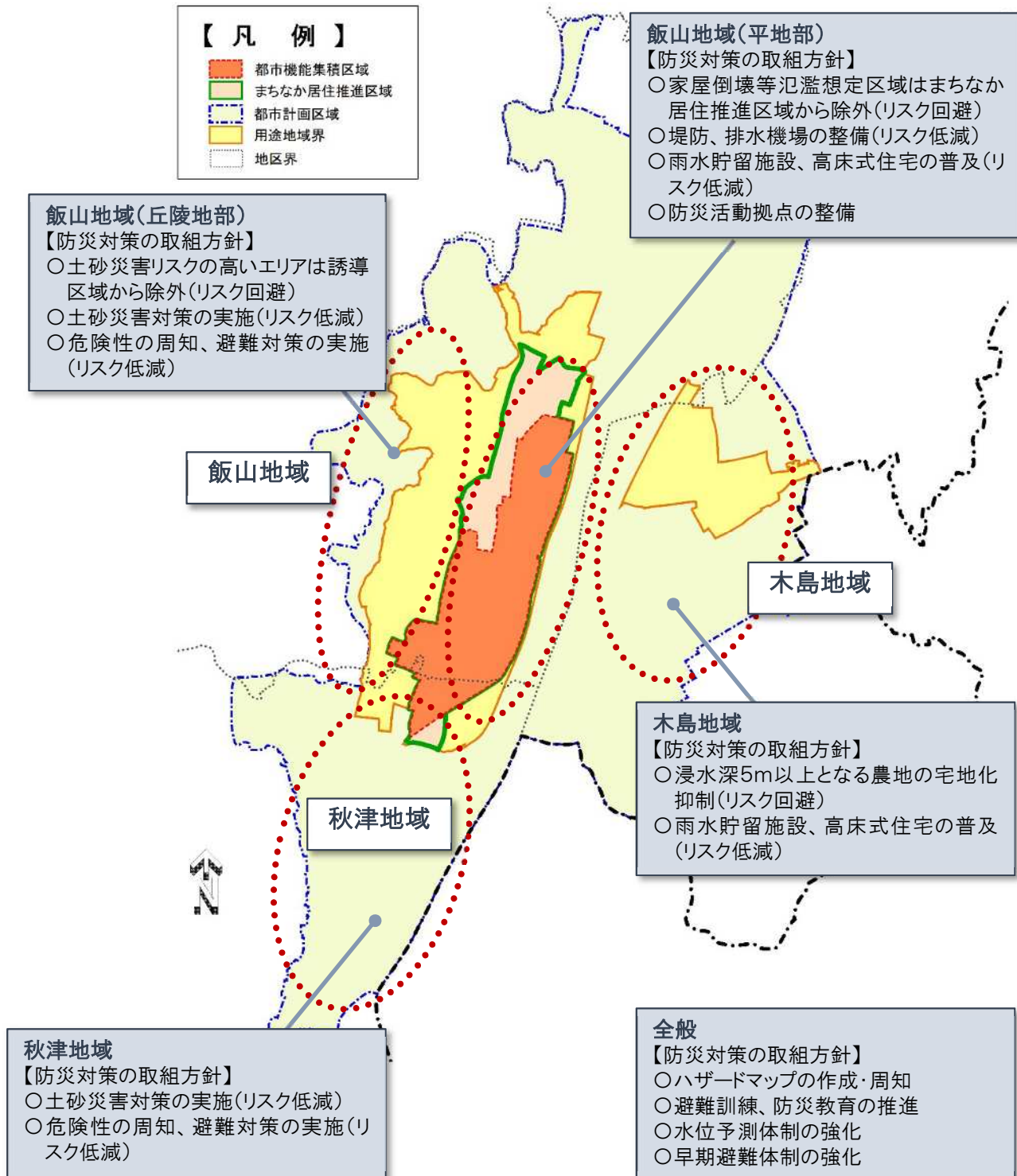
災害種別	発生頻度と被害規模	対応方針
土砂災害	発生頻度：高 被害規模：大（範囲は限定的だが家屋被害は大）	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなか居住推進区域から除外（リスク回避） ○開発・建築の制限（リスク低減） ○土砂災害対策・避難対策の実施（リスク低減）
水害（外水）	発生頻度：低（100～1000年） 被害規模：大（市街地の大半で3～10mの浸水、堤防付近では家屋が倒壊・流失）	<ul style="list-style-type: none"> ○「家屋倒壊等氾濫想定区域」のみまちなか居住推進区域から除外（リスク回避） ○堤防の整備（リスク低減） ○避難場所への早期避難（リスク低減）
水害（内水）	発生頻度：高 被害規模：小（浸水被害実績では約2m未満）	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地の排水・貯留機能の向上（リスク低減） ○建物内での垂直避難（リスク低減）※ ○建築物の耐水化対策（リスク低減）

※外水の上昇がなく、ゲリラ豪雨等による内水の氾濫の対応

(2) 地区別の防災対策の取組方針

防災・減災に向けた課題を踏まえ、災害リスク対応の基本的考え方に基づき、各地区では以下のような防災対策を中心に取組を進めます。

図 4-34 防災・減災に向けた取組方針



5-3. 具体的な取組とスケジュール

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト(外水対策)」及び「信濃川水系皿川広域河川改修事業」を進める中で、本市では国、県と連携して以下の取組を推進します。事業箇所については、全市を対象として検討しています。

(1) 被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）

① 河川水位の低下及び洪水流下断面を向上させるための取組

- ・ 遊水池等の洪水調節施設の整備
- ・ 洪水が円滑に流れやすい河道整備の推進（河道掘削・樹木伐採、築堤、河岸侵食対策（護岸等））

② 施設規模を上回る洪水に対する取組

- ・ 危機管理型ハード対策（堤防裏法尻の補強・天端舗装）

③ 既存施設を活用した洪水被害軽減対策

- ・ 堤防の強化（浸透対策等）
- ・ 河川管理施設の対策実施、既設ダムを有効活用した洪水調節機能確保

④ 河道・管理施設等の適切な維持管理

- ・ 堤防や堰、水門等の適切な維持管理
- ・ 河道内の堆積土砂の撤去、樹木・ヨシ等の植生管理

(2) 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）

① 支流の流出抑制の取組

- ・ ため池等既存施設の有効利用
- ・ 雨水貯留施設、田んぼダム、透水性舗装の整備等
- ・ 公共下水道の整備（機能強化・改修）

② 支川氾濫抑制、内水被害を軽減する取組

- ・ 支川、水路における氾濫抑制対策（築堤、河道掘削）
- ・ 排水機場の整備
- ・ 排水機場の耐水化の推進

③ 大規模災害時における迅速な復旧支援の取組

- ・ 緊急復旧などを迅速に行う防災拠点

(3) 減災に向けた更なる取組の推進（まちづくり、ソフト施策）

① 住まい方の工夫に関する取組

- ・ 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導
- ・ 水害に強い住まいの研究および普及・促進
- ・ 不動産関係団体への水害リスク情報と周知協力の推進

② 防災教育や防災知識の普及に関する取組

- ・ 水害の記憶の伝承
- ・ マイ・防災マップ、マイ・タイムラインづくりの推進
- ・ 地域住民や小中学生等を対象にした防災教育の推進
- ・ 学校における避難確保計画の作成と避難訓練の推進
- ・ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- ・ まるごとまちごとハザードマップの推進（浸水深表示）
- ・ 豪雨に対応したタイムラインの普及促進

③ 要配慮者施設の避難に関する取組の推進

- ・ 地域防災計画への位置付けの明確化
- ・ 避難確保計画の作成と訓練の推進
- ・ 避難確保計画の作成につながる講習会の開催
- ・ 「災害時住民支え合いマップ」の策定を推進
- ・ 地区防災マップ作成の拡充
- ・ 地域防災力の向上

④ 災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組

- ・ 水位周知河川の拡充、洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知
- ・ 支川の氾濫に着目したハザードマップ等を作成し、リスク情報を周知
- ・ 早期避難に向けた精度の高い降雨予測、水位予測体制の検討
- ・ ケーブルテレビ、SNS等を活用した情報発信の強化
- ・ マスメディアとの連携強化
- ・ 公共交通機関との洪水情報の共有
- ・ 住民への情報伝達手段の強化
- ・ 水位計、空間監視カメラ等の整備によるリアルタイム情報の発信
- ・ 浸水想定区域における企業、危険物管理施設への浸水リスク情報の提供

⑤ 避難時間確保のための水防活動の取組

- ・ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組（情報伝達訓練、合同巡視、水防技術講習会、MCA無線の整備等）

⑥ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取組

- ・ 救援・救助活動の効率化に関する取組
- ・ 排水計画案の作成及び排水訓練の実施

表4-12 被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）のスケジュール

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	緊急治水対策プロジェクト	目標達成時期			飯山市
					R2年度末まで	R6年度末まで	R9年度末まで	
被災施設等の迅速な復旧	堤防、護岸、排水機場等の被災施設の復旧		国、県	○	■			※○
河川水位の低下及び洪水流下断面を向上させるための取組	遊水池等の洪水調節施設の整備	遊水池の整備	国、県	○	■			
	洪水が円滑に流れやすい河道整備の推進	河道掘削・樹木伐採	国、県	○	■			
		築堤 河岸侵食対策(護岸等)	国、県	○	■			
施設規模を上回る洪水に対する取組	危機管理型ハード対策	堤防表法尻の補強・天端舗装	国、県	○	■			
既存施設を活用した洪水被害軽減対策	堤防の強化(浸透対策等)		国、県	○	■			
	既存の排水機場、ダム、遊水池、堰などの河川管理施設について、更なる洪水被害軽減の可能性について検討を行うとともに、必要な対策を実施 既設ダムを有効活用した洪水調節機能確保		国、県	○	■			
河道・管理施設等の適切な維持管理	堤防や堰、水門等の適切な維持管理		国、県	○	■			
	河道内の堆積土砂の撤去、樹木・ヨシ等の植生管理		国、県	○	■			

※重要河川等での災害復旧

○:実施中又は検討 ■:実施 (重点的に取組む期間)
●:完了 ▨:継続実施 (更新や維持管理、保全期間)

表4-13 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）のスケジュール

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	緊急治水対策プロジェクト	目標達成時期			飯山市
					R2年度末まで	R6年度末まで	R9年度末まで	
支流の流出抑制の取組	ため池等既存施設の有効利用	ため池の水位低下運用	市町村	○	■			○
	雨水貯留施設、田んぼダム、透水性舗装の整備等	公園、校庭等の雨水貯留施設の整備	市町村	○	■			○
		透水性舗装、側溝、ますの設置	県、市町村	○	■			○
	田んぼダムを活用した雨水調節機能の確保	市町村		■				○
公共下水道の整備	公共下水道(雨水)の整備		市町村		■			○
支川氾濫抑制、内水被害を軽減する取組	支川、水路における氾濫抑制対策	築堤	県、市町村	○	■			
		河道掘削	県、市町村	○	■			○
	排水機場の整備	排水機場の整備、増設	国、県、市町村	○	■			○
		排水ポンプ車等の整備	国、県、市町村	○	■			
排水機場の耐水化の推進	排水機場等の耐水化	国、県、市町村	○	■			○	
大規模災害時における迅速な復旧支援の取組	緊急復旧などを迅速に行う防災拠点	防災拠点等の整備 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	国、県、市町村	○	■			○

○:実施中又は検討 ■:実施 (重点的に取組む期間)
●:完了 ▨:継続実施 (更新や維持管理、保全期間)

表4-14 減災に向けた更なる取組の推進（まちづくり、ソフト施策）のスケジュール（1/2）

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	緊急治水対策プロジェクト	目標達成時期			飯山市
					R2年度末まで	R6年度末まで	R9年度末まで	
住まい方の工夫に関する取組	「まちづくり」による水害に強い地域への誘導	都市計画マスタープランや立地適正化計画による水害に強い地域への誘導 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討及び支援	市町村	○	■			○
	克型住まい(高床式)費用の助成活用	の充実	市町村	○	■			
	不動産関係団体への水害リスク情報と周知協力の推進	不動産関係者への水害リスク情報の提供	国、県、市町村	○	■			
防災教育や防災知識の普及に関する取組	水害の記憶の伝承	パネル展、イベント、水害リスク情報の周知やSNS等を活用した発信	国、県、市町村	○	■			
	マイ・防災マップ、マイ・タイムラインの推進	マイ・防災マップ、マイ・タイムラインづくりの支援	国、県、市町村	○	■			○
	地域住民や小中学生等を対象にした防災教育の推進	出前講座による防災教育の実施 小中学校等における水防教育の実施 出前講座等を活用し、水災害等に関する説明会を開催	国、県、市町村	○	■			●
	学校における避難確保計画の作成と避難訓練の推進	避難確保計画の策定と避難訓練の実施	国、県、市町村	○	■			
	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施		国、市町村		■			○
	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布		国、県、市町村		■			○
	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実		県、市町村		■			●
避難誘導マニュアル作成指針を活用した、地域版避難誘導マニュアルの作成		市町村		■			○	
大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み	まるごとまちごとハザードマップの推進(浸水深表示)	まるごとまちごとハザードマップの支援 まるごとまちごとハザードマップを整備	国、県、市町村	○	■			●
	豪雨に対応したタイムラインの普及	新規・既存タイムラインの作成及び更新 避難勧告等の発令に資する防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善 関係者が一体となったタイムラインの想定最大規模降雨における防災行動の見直し及びタイムラインの作成支援	国、県、市町村	○	■			●

○:実施中又は検討 ■:実施 (重点的に取組む期間)
●:完了 ▨:継続実施 (更新や維持管理、保全期間)

第4章 立地適正化計画

表4-15 減災に向けた更なる取組の推進（まちづくり、ソフト施策）のスケジュール（2/2）

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	緊急治水対策プロジェクト	目標達成時期			飯山市
					R2年度末まで	R6年度末まで	R9年度末まで	
要配慮者施設の避難に関する取組の推進	地域防災計画への位置付けの推進	施設への指導、支援	県、市町村	○	■			
	避難確保計画の作成と訓練の推進	施設への指導、支援 要配慮者利用施設による避難確保の計画の作成に向けた支援を実施	県、市町村	○	■			●
	避難確保計画の作成につながる講習会の開催	講習会の実施	県、市町村	○	■			
	「災害時住民支えあいマップ」の策定を推進	地域における「災害時住民支えあいマップ」	県、市町村		■			○
	地区防災マップ作成の拡充	地域特性に配慮した「地区防災マップ」作成を支援	県、市町村		■			○
	地域防災力の向上	自主防災組織の活性化支援	県、市町村		■			○
災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組 大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み	水位周知河川の拡充、洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知	水位周知河川の設定	県	○	■			
		浸水想定区域図の作成 想定最大規模も含めた破壊点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	県	○	■			
		ハザードマップ策定 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定	市町村	○	■			●
		住民への周知 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの周知	県、市町村	○	■			●
	支川の氾濫に着目したハザードマップ等を作成し、リスク情報を周知	浸水想定区域図の作成 想定最大規模も含めた破壊点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	国、県	○	■			
		ハザードマップ策定 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定	市町村	○	■			●
	早期避難に向けた精度の高い降雨予測、水位予測体制の検討	住民への周知 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの周知	国、県、市町村	○	■			●
		参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	国、県、市町村		■			○
	ケールテレビ、SNS等を活用した情報発信の強化 マスメディアとの連携強化 公共交通機関との洪水情報の共有 住民への情報伝達手段の強化 水位計、監視カメラ等の整備によるリアルタイム情報の発信 浸水想定区域における企業、危険物管理施設への浸水リスク情報の提供	予測システムの精度向上 水位予測の検討及び精度の向上	国、県	○	■			
		災害情報等の発信	国、県、市町村	○	■			
		報道機関等への情報提供及び連携	国、県、市町村	○	■			
		公共交通機関への浸水リスク情報の周知	国、県、市町村	○	■			
住民が分かりやすいきめ細やかな情報伝達 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善		国、県、市町村	○	■			●	
水位計、監視カメラ等の設置 円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置 リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実		国、県、市町村	○	■				
企業、危険物管理施設へのリスク情報の共有 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動		国、県、市町村	○	■				
水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施		国、県、市町村		■			○	
避難時間確保のための水防活動の取り組み	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同巡視の実施	国、県、市町村		■			●	
	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	国、県、市町村		■			●	
	水防活動の担い手となる水防協力団体等の募集・指定を促進	市町村		■			●	
	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	国、県、市町村		■			●	
	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	国、県、市町村		■			●	
一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	国、県、市町村		■			○	
	排水計画案の作成及び排水訓練の実施	国、県、市町村		■			●	
	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	国、県、市町村		■			●	

○：実施中又は検討 ■：実施（重点的に取組む期間）
●：完了 ■■■：継続実施（更新や維持管理、保全期間）

5-4. 防災指針における目標値の設定

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（外水対策）」をはじめ「信濃川水系皿川広域河川改修事業」や「公共下水道雨水排水対策事業（内水対策）」を重点的かつ優先的に推進するとともに、早期避難や逃げ遅れ防止に関するソフト対策を推進することにより、防災指針における目標値を以下のように設定します。

表 4-16 防災指針における目標値

目標値	事業名・事業主体	事業期間・事業内容	目標年次
災害時住民支え合いマップの作成 地区数 14 地区 (まちなか居住推進区域内 100%)	住民支え合い活動 (社会福祉法人 飯山市社 会福祉協議会)	令和 3～令和 4 年度 災害時住民支え合いマッ プ作りの推進	令和 4 年度
城山雨水排水ポンプ場の建物の耐 震化・防水化及びポンプ設備の更新 ○耐震化：調査・設計 →耐震化工事完了 ○機械更新：エンジンの更新 1 台/3 台→3 台/3 台 ○建物の防水化：防水化未実施 →防水化完了	公共下水道市街地雨水排 水対策事業（飯山市） 大規模雨水施設整備事業	令和 3～7 年度 ・ポンプ施設更新、耐水化 ・排水施設強化・貯留施設 整備	令和 7 年度

